

令和4年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日（6月13日）	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
南 有隆君	6
沖野一雄君	20
喜山康三君	36
大田英勝君	49
議案第39号 与論町税条例等の一部を改正する条例	57
議案第40号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	58
議案第41号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	59
議案第42号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	60
議案第43号 令和4年度与論町一般会計補正予算（第2号）	61
議案第44号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	69
議案第45号 令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	72
議案第46号 令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	73
特別委員会設置及び委員の選任について	76
散 会	77
第2日（6月17日）	
議案第47号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	83
議案第48号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について	84
陳情第 4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）	87

陳情第 6号	義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）	87
陳情第 8号	田畑線（仮称）の整備について（環境経済建設常任委員長報告）	90
発議第 3号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）	91
発議第 4号	義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）	93
議員派遣の件		94
閉会中の継続審査・調査について		94
閉 会		95

令和4年第2回(6月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
6月13日	月	本会議(開会、一般質問、議案審議) 常任委員会
6月14日	火	常任委員会 特別委員会
6月15日	水	
6月16日	木	予備日(議事整理日)
6月17日	金	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和4年第2回与論町議会定例会

第 1 日

令和4年6月13日

令和4年第2回与論町議会定例会会議録
令和4年6月13日（月曜日）午前8時58分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第39号 与論町税条例等の一部を改正する条例

第6 議案第40号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第7 議案第41号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第42号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第43号 令和4年度与論町一般会計補正予算（第2号）

第10 議案第44号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第11 議案第45号 令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第12 議案第46号 令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第13 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君	2番 原 栄 徳 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 沖 野 一 雄 君	10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 町 本 和 義 君

会計管理者兼会計課長	朝岡芳正君	税務課長	久野泰司君
町民生活課長	龍野勝志君	健康長寿課長	林末美君
産業課長	山下秀光君	耕地課長	竹村栄作君
商工観光課長	松村靖志君	建設課長補佐	柳田庫呂君
教育委員会事務局長	川上嘉久君	環境課長	大馬福德君
水道課長	仁禮和男君	与論こども園長	富士川智恵美君
茶花こども園長	富千加代君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	町健司郎君	書記	池田レミ君
------	-------	----	-------

開会 午前8時58分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） ただいまから令和4年第2回与論町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番原栄徳君、6番福地元一郎君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの5日間にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月17日までの5日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（町 健司郎君） 諸般の報告を行います。

町長から令和3年度与論町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和3年度与論町水道事業会計予算繰越計算書の提出があり、また、町監査委員から令和4年4月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、下の表のとおりです。表を御覧ください。

また、議会だよりについては、3月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議

会だより第143号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず一般質問を始める前に、昨年発生した小笠原諸島の噴火による軽石の漂着問題で、町当局をはじめ、関係者や島民の皆様、島内外のボランティアの方々のおかげにより、白い砂浜が戻ってきたのではないかと思います。感謝の気持ちでいっぱいです。これから与論町は観光シーズンを迎えるわけですが、与論を愛する皆様とともに、再び時代に即した与論観光を盛り上げてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

1 本町の観光における観光客誘致及び経済効果について

- (1) 夏の観光客誘致におけるメディアの対応（PR・宣伝等）や地元の観光産業関係者との連携はどのようになっているのか伺いたい。
- (2) 年間多数の観光客が来島しているが、観光による消費がどの程度、本町に経済効果をもたらし関連産業に波及効果が出ているのか伺いたい。

2 情報リテラシー教育について

- (1) デジタル化が進みスマホやパソコンなどで手軽にさまざまな情報を得ることができる時代となったが、情報の取り扱いや影響についてどのように取り組んでいるのか伺いたい。

よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。それでは、南議員からの御質問にお答えいたします。

まず最初に、観光客誘致におけるメディアの対応そして地元関係業者との連携についてです。

これまでの本町の観光誘客は、テレビ等のメディアやイベント等による誘客宣伝

を中心に展開してまいりましたが、コロナ渦により従来型のイベント開催が困難であることや、ユーチューブ・SNSから情報収集する旅行者が増えていることなどから、近年ではデジタルマーケティングによる観光誘客に力を入れています。

昨年度は、「ヨロン島8K」等の観光動画を用いたユーチューブ広告に加え、フェイスブックやインスタグラム広告の実施により視聴者を観光協会SNSへ誘導し、多くのフォロワー獲得につながりました。また、新宿三丁目テラス「ヨロン島フェア」開催時には、新宿アルタ前の大型ビジョンで放映を行うなど多くの方々へPRをしています。

令和4年度も引き続き、ユーチューブ広告やフェイスブック広告等によるデジタルマーケティング事業の実施に向け、6月3日からの公募を開始したところです。

さらに、島内の観光関連事業者自らがユーチューブやインスタグラム等でヨロン島の魅力を発信できるようにするため、撮影技術や発信スキル向上等のためのセミナーも昨年同様に計画しています。

今後もユーチューブやSNSを活用した動画広告及び観光関連事業者からの魅力発信により観光客誘致に取り組んでまいります。

続きまして、観光による経済効果についてです。

観光の経済波及効果は、宿泊やアクティビティ、飲食等の直接的な関連産業だけではなく、間接的には、一次産業等のさまざまな産業にも波及効果を及ぼしていると思われまます。

本町では、来島者アンケート調査や関係機関の推計等により、おおよその観光消費額等の把握に努めてまいりましたが、近年では正確な調査等を実施できていないことから経済波及効果を算出できていない状況です。

しかし、昨年度策定いたしました観光振興計画においては、「入込客数」の増加だけではなく、観光による経済波及を最大化することを目的として、「観光消費額」の増加を目指す施策を展開する計画にしています。その基礎となるデータの収集・分析方法や経済効果の算出方法等については、専門家のアドバイス等をいただきながら、観光協会における調査・分析体制の強化を図っていく予定にしています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、情報リテラシー教育についてお答えいたします。

GIGAスクール構想が進む中、子供たちがインターネットに接続されたタブレット端末を文房具の1つとして使う時代が到来しており、各学校では、情報モラル・情報セキュリティの指導や、健康被害を生じないような端末の使い方の指導

が推進されているところです。

これらの指導には家庭の理解と協力が必須であるため、例えば、A小学校では、保護者に対して「メディコンカード」を定期的に配布し、家庭での情報端末等の使用時間の適正化に努めています。また、B小学校では、家庭教育学級で、「子供の健康とメディア利用」を演題とした、小児科医による講話を実施しました。このほかにも、各小・中学校で、学校・家庭の連携によるさまざまな取り組みが行われているところです。

しかし、各種調査によると、本町においては、子供に使わせるスマートフォンやタブレット端末に保護者がフィルタリングを設定することや、家庭内においてインターネット利用のルールをつくることなどについて依然として課題が見られており、各家庭はもちろん、町民への一層の啓発を継続する必要があると考えています。このため、去る5月には、専門家を招き、町民を対象としたインターネット安全教室を実施したところです。今後も、子供たちの実態を把握しながら各学校を窓口として、学校・家庭・地域への働きかけを充実してまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、一つずつ質問させていただきます。まず、本町における観光誘致の経済効果についてなのですが、以前から、沖縄などに何万人、何百万人来た、そして経済効果がこれだけあったとよくテレビ等で出ていますので、与論島においても多分入込客数とかはよく目にはするのですが、実際経済効果は、本当にどれだけ来ているのかというのを疑問に思いました。周りを見ていると、本当にお土産屋さんが1個ずつなくなっていったり、飲み屋さんがなくなっているという状況を見ると、これだけ人が来ているのにもかかわらず、経済効果は本当に与論町にあるのかとちょっと疑問に思いました。この質問をぶつけたわけですが、今後、本当に与論町の経済効果を調べてほしいとは思っているのですが、ここにあるように専門家を呼ぶことも大事ですが、何十何円とかではなくて大まかでもかまわないので、今後そういうことを調べてくださる考えはあるのか、商工観光課長にお聞きします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今まで観光課でアンケート調査というのをやっておりました。そちらの中で10項目近くほどアンケートを調べたのですが、そちらの中で「いくらずつぐらい使っているのっていいですか」というのを調べたりはしていたのですが、その経済波及効果のどれぐらい出るかというのは、実際に把握しておりませんでした。そこで今、町や観光協会ですべての目指していますGSTCの中に、今、経済効果を出すとい

う項目がありまして、それをまた専門家にいろいろ計算式とかあるみたいなのですが、それでまたまとめていければなと考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ただいまありました来島者のアンケート調査が出たと思うのですが、それとここにあります関係機関の推計等とありますが、こちら何かデータがありましたら教えていただけますでしょうか。あとアンケートの中身ですね、どういった質問項目があるのか教えてください。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 2年ほど前からまとめていますのが、観光課独自でインターネットで空港とか港のほうでまとめておりましたアンケートなのですが、10項目近くありまして、まず職業、年齢、どちらから来島されたか、来島は何回目か、来島のきっかけ、来島目的、滞在日数、行った場所、宿泊とか交通費込みの金額、友人・知人におすすめする度合いは何%かというようなことを、アンケートで調査しておりました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それでは大体でいいのですが、今年のと論町における観光客の誘致目標人数、大体どれくらいを目標にしているのかということをお聞かせください。その人数に対して、大体でいいです、このぐらい経済効果が出るのではないかなというお考えがあればお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 昨年が4万1000人の来島です。その前が3万4000人になっています。大体といいますか、1人のお客様が大体消費される金額をこちらで観光協会と見積もったところ、1人1回2泊3日ということで、4万8000円というように計算しているところです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それで、その消費額とかを伸ばすために、やはり皆さんが来て買うのは、やはりお土産ではないかなと思っています。その中でと論町においても特産品の開発ですね、町だけではなく独自でやっている方もいらっしゃいます。それとか商工会の補助を受けてやっているとは思いますが、と論町の中で、特産品の売上げとか管理というのをどのようにしているのか、わかる部分だけかまわないのでお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまのところ、特産品の売上げの金額というのはまとめていないところです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、今後この特産品も経済効果の1つになると思いますので、是非とも管理とその集計をよろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、データはちょっと古いのですが、日本交通公社さんのデータによりますと、まず旅行先に行く目的、場所、行って何をかうかというのを調べたデータがあるのですが、まず、先ほど言いましたお土産ですね、特産品をかうときに何を基準にかうのかと申しますと、当てはまる、やや当てはまるというのがありまして、まずその基準が「地場産品であること」、これが当てはまるが63.5%、やや当てはまるが32.2%です。両方あわせてもほぼ95%近くになることがわかります。次に多かった理由が、「そこでしか購入できない商品であること」、確かにどこでも今はネットで買える時代ですが、ネットだけではなくて与論に来て与論でしか買えないようなものがあれば、それを目的に来る人も必ずいると思いますので、そういうところ狙い目になるのではないかと申しています。それと特産品のほかに、やはり与論町はちょっとお酒で失敗しているところもありますが、与論町に来てまず何を選ぶか、食事をする場所ですね。やはり家族で来たりカップルで来て、僕なんかもそうですが、いろいろなお店があります。その中でどこにしようか、ここにしようかと決定づける決め手の1つとして、「その土地の名物料理であること」、当てはまるが60.9%、やや当てはまるが35.5%です。その次に理由として、「新鮮な食材を使っていること」、当てはまるで56.8%、やや当てはまるが37.5%となっています。その次に興味深いのが、「地元で獲れた食材を使っていること」、当てはまるが49.3%、やや当てはまるが42.4%となっています。やはりですね、僕なんかも旅行して、その土地でしか食べられないものがお店にあれば入ってみようという気持ちになります。こういうところも、与論町としては先ほどからありますようにSNS、こういったものを使ってもっと発信すべきではないかと思っています。以前も、ユーチューブ広告とか皆さんのインスタグラムとかフェイスブック等を見ているのですが、やはり中身が海によるアクティビティ、バイクに乗っているツーリングしている風景、あとは本当に海で遊んでいる子供たちの家族のほほえましい風景が流れています。やはり人のまねではなくて、与論町独自の与論町でしか見られないようなつくり、そういったユーチューブの中身をつくる必要があると思うのです。そのためには、やはりあまり人がやらない、1つのお店に行ってそこのメニューを撮って、味見して食リポすると、そういうのも必要なのではないかと思います。そうすればあまりほかの人もやっていないし、「あっ、見てみよう」と、そうすればユーチューブ広告も上がるのではないかと思うのですが、今後ユーチューブ中身等をもっと改善してほしいと思うのですが、商

工観光課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 確かにいろいろな映像がユーチューブで流れていますが、まだまだ与論の人たちにはまだわからない、旅の人しかわからないものとかやはりありますので、そこら辺もまた見ながら進めていければなというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 昨日あたりから、国の方もインバウンド、外国人の受け入れを1日2万人に緩和しつつあります。それに向けて、やはり島内、日本国内だけではなく、海外に向けてもそういった発信というのは大事だと思うのですが、インバウンドに向けて何か対策していることはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 今のところは、国内のみで今考えているところですが、今後はその緩和されるのを見据えて、またインバウンドの方も入るように進めていければなというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） そこら辺をよろしく願いいたします。

あとですね、こちらの答弁書にありましたデジタルマーケティング事業なのですが、これについてちょっと中身の説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらは、昨年もやっておりました。映像の制作会社の方に応募してもらいまして、そちらを選考委員会で選んで、何社かに映像をつくっていただくというふうに考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） マーケティングという割には映像だけをやっているのですか。

それとも先ほど言った経済波及効果とか、それとも全部デジタルを含めてマーケティング事業だと思うのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 大変失礼いたしました。その映像をどこの国に流したとか、国内でどれだけの年齢層の方が見られているとか、そこら辺とかもマーケティングしているというところまで入っています。失礼いたしました。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、コロナになりまして本当に経済が落ち込み、コロナが落ち着いた今、観光客が戻りつつあります。それに加えて直接効果としてやはり

観光関係者、旅行関係者にはお金が入ると思います。そのお金を間接波及として観光産業と関係のある産業に回せば、その一次産業も盛り上がると。さらにつくっている二次産業にまでやれば、与論町に対する所得というのも増えてくるのではないかと考えるところです。ですから、今後デジタルマーケティングの中に入れてほしいのは、やはり飲食店の売上げとか旅行代理店、ネット等の売上げ、施設等の売上げですね。宿泊施設は必ず台帳を書いていると思いますので、そこら辺はわかると思うのですが、飲食店等や旅行代理店に対してもおおざっぱでかまわないので、大体の資料というのを明示していただいて、与論町に対する波及効果、経済効果というのを是非とも調べてほしいと思います。そのほかにも、観光施設だとか交通関係、多岐にわたりますが、そういったものも調べてほしいと思います。さらに、特産品について言わせていただければ、漁協さんとか商工会さんも特産品の開発に力を入れています。そことも連携して、本当に特産品が売れているのだと、こういうのがあるのだよということを紹介していただきたいと思います。

それと、特産品のことで1つお聞きしたいのですが、お土産屋さんとかいろいろなところに買いに行きますと、いろいろな特産品が置いてあります。与論町で言えばホロホロ鳥関係だとか、あとサタガマちゃんとか、以前空港におきまして、与論高校生とのコラボでスムージー、クッキーみたいなのを試食して売っているのもございました。こういうのもできれば島民にわかるように発信して、特産品にはこういうのがありますよというのをですね、是非とも今後広報していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 確かにそういうふうにしていければなと思っています。また、新宿三丁目テラスで与論島フェアをしたのですが、与論町の食材を利用した特産品を販売するというところで、与論町の食材を利用して販売したところ、大変好評なものもいくつかありまして、そこら辺はまたメニューをまた教えていただいて、地元で還元できればなというふうに考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、いろいろお願いしてばかりですけど、そこら辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。やはり与論町は観光で盛り上がっている島ですので、まず観光を大事にしていって、定期的にネットだとかホームページ、フォロワー数も6,000人程度いらっしゃいますので、そういった方々のお力も借りて、今後与論島のために観光に、御尽力していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。情報リテラシー教育についてです。

今デジタル化が進み、パソコン、タブレット、携帯電話、何でも瞬時に情報を取ることができます。私が小学生の時代、ほんの40年前までは考えられない状況に陥っています。そこで、まず町長と教育長にお聞きしたいのですが、万が一、夜中に地震が起きたと仮定した場合、一番最初にどの媒体を選んで情報を自分で得ようと思いますか。町長からよろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、私が考えているのは、町内放送があると思いますし、また各自持っている携帯電話に緊急なのが入ってくると思いますので、そういうのを利用しながら、情報を得ていければというふうに思っているところです。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 先般の夜中に連絡が発令されたのが、町の無線でした。基本的には夜中の町民全員への啓発は、それが一番ではないかなというふうには思っています。次は、先ほどありましたように、やはりアラームが警戒としてすぐ鳴っていただくというのが、今私たちが入れている通信技術ですので、テレビとかラジオはずっとつけておかないとわからないのです。町長もそうおっしゃられているので、私もそういうふうに今のところは認識しています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 私も一番最初に気付いたのが、申しわけないですが町内放送よりは携帯電話のアラームが先になりまして、そして津波が来るという情報をいただきました。次にやったのがテレビです。やはりテレビっ子の時代に生きている人間ですので、まずテレビをつけて、テレビで確認しました。そしたらどの放送局も民放もNHKも全部同じ放送を流していました。それを見て、「あっ、津波なんだな」というように感じています。ではですね、今の子供たち、どこで情報を得るのか。万が一、このような状況になったときには、まず最初に見るのは、多分携帯電話だと思います。実際、データとしても10代から60代の間で去年の時点2021年度において、すでにテレビを見る時間より、携帯電話を見ている時間が長いというデータが出ています。これは僕なんかはいつも見て思うのは、どこに行ってもまず携帯電話をいじります。とてもいい時間潰しにはなると思います。座って何もやることがないなら携帯電話を出していじると、そして何か情報を見ていると。若しくは友だちとLINEをしている、若しくは自分のフェイスブックを更新したりとかしているのばかり見えています。やはりそれを見ますと、携帯電話・スマートフォンの普及率がすごいと常に肌身離さず持っているとなると、やはり僕なんかみたいに新聞・テレビよりは、もう携帯電話・スマートフォンがまず第一に来るのではないかと、今の時代はそうなっていると思います。それで以前、南海日日新聞に

ありました鹿児島県教育委員会が2021年度インターネット利用に関する調査という結果を発表しています。児童数の約8割以上が、携帯電話やゲーム機、パソコン、インターネットに接続できる機器を所持又は使用していることがわかっています。この中ですごかったのが、昨年2021年7月から9月に、県内の公立小中学校、高校、特別支援学校789校の保護者を対象に、無記名アンケートをしたところ、回答者は13万6611人でした。それについて出た結果が、インターネット接続機器について自分専用を所持又は家族で共用しているのは何%かといいますと、小学生が91.5%、中学生が97.9%、高校生が99.7%、特別支援学校児童生徒が80%、年齢が上がるにつれて自分専用の機器の所持率がすごいです。高校生になると98.3%です。ほぼ全員が持っています。ネット接続機器の自分専用の携帯電話は、スマートフォン・携帯電話を含むのですが、その所持率は、小学生が16.2%、中学生が48%、高校生が97.7%、特別支援学校児童生徒が23.6%、その中で、先ほどありました保護者が携帯を買ったときにフィルタリングを付ける答弁もありましたが、その中で違法・有害なウェブサイトへアクセスを制限しているフィルタリングは、どの学校もいずれも9割近く設定しているとしています。フィルタリングに対してもですが、フィルタリングを付けたといっても、やはり保護者より子供たちのほうが頭がいいです。外し方も簡単に自分で行います。しかも、子供たちが携帯電話をいじっているのを24時間見る親はほとんどいないと思います。そうなりますと実際何を見ているのか。本当に子供を信用するしかないのですが、親としては詐欺だとか有害サイト、いろいろなものにだまされているのではないかという心配もあるのですが、その中で利用時間、利用サイト、料金を決めてやるとか、知らない人とのメール・メッセージ等のやり取りをしない、そういった家庭内のルールを決めているのかというアンケートの調査も出ています。その中の家庭内ルールの設定率として、小学生は88.5%、中学生は84.9%、高校生は73.4%、特別支援学校児童生徒は77.2%だったそうです。ネットを一番長く利用している時間の内容としては、いずれも音楽、画像、動画の閲覧というのが一番多いです。その次に多かったのは、ゲームやインターネット、交流サイトですね、SNS、フェイスブック、インスタとかそういったコミュニケーションツールを使うのが多いそうです。その後に学習活動に使う。今コロナ禍で、Zoomで授業をすとか、学校に行けないときにはやはりユーチューブを使う、ユーチューブの中には、頭のいい先生、塾の講師がユーチューブで授業のやり方とか勉強の仕方をアップしています。それを見る方が多いと思っています。

こういったスマートフォンとか携帯電話が、子供たちの身近なものになっている。こういったときにいかに情報をいうのを管理し、正しい情報であるか、間違っ

ていない情報か、有害ではないかということをご指導する必要があると思いますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 本当に今GIGAスクール構想ということで、タブレットを全員の家庭に持たせれば、全員がそういうネットにもつながるといって今環境になっています。基本的に申し上げますが、今熱心に特に重点的にやっているのが、スマートフォンの使い方、光と影を重点的に使っています。中でも以前は中学校を中心にフィッシングですね、いわゆる掛金をしてしまうと、釣りの遊びをしてしまうとお金が実際に発生してしまっていて、後でたくさん請求されるといったようなことが問題の1つでしたが、最近はいじめですね、いじめや誹謗中傷につながる何げない言葉がさっと拡散していくという状況が心配されていますので、そういったモラルを親も子も基本的に構築しなければならないというように、今は重点的に行っているところです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 確かに世の中にはいろいろな情報が流れています。これは子供だけではなくて、大人もそうです。この情報が正しいのか、間違っているのか、本当に公共のところから出た情報なのか、それとも誰かがつくったフェイクニュースなのか、そういうの見分けるというのはものすごく難しいです。ですが、やはりこれを規制しても、見るなどか関わるな、スマートフォンを持つなというのは絶対無理です。これはやはり皆様が、いかにその情報を正しく理解し、いろいろな人から意見を聞いて、先生だとか親、保護者から、「こういうことが出ているけど、どうなのですか」というコミュニケーションをとることがやはり大事だと思っています。そうなりますと、今GIGAスクール構想でやはりタブレットを一人ずつ持って帰るといって授業をしていると思いますが、そういった学校として、情報モラル教育として子供たちが扱う情報をチェックする機能というのは何かあるのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ネットパトロールというのがございまして、県からそれをずっとしている状況で、危険だとかあるいはそういったものについては、定期的に教育委員会に伝わるのですが、独自に与論町とか学校関係で、情報がどうなっているのかというのはやっておりません。ここが非常に難しいところで、一旦子供たちの中に残ってしまうと、学校で調べたり、誰がどう言っていたかというのを証明して、今までのいじめと同じように学校でやったことを呼んで語ることはできても、とてもそれを立証したりというのは難しいので、基本的にそういったネットにおけ

るものの確認というのをどうすればよいのかというのは、現時点で大きな課題です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ズームとかいろいろネットで授業をする際によく使われるのが、グーグルのグラスルームだとか、マイクロソフトのチームズですね。そういったアプリもございますので、そういったのも利用して子供たちの情報はチェックしていただきたいと思います。本当にネットに一言何かぽっと載せると、それはもう一生残ります、映像もですね。そういうのもやはり気をつけなければいけないと思います。あと言葉の使い方ですね。これはここにもありましたように、町民を対象としたインターネットの安全教室に行ったときも、講師の先生が言っておりました。今まで仲が良かった女の子が面白いことをやった、そしたら、そのA子さんに対してB子さんが「A子さん面白くない」、本当は「(笑)」とか「? (クエスチョンマーク)」が付けば、「ああ、また冗談ね」ということになったのですが、それを付けるのを忘れておまして、ただ一言「面白くない」という文字だけが出たそうです。それを見たAさんは、「何こいつ、私のことばかにしているの」と思って、次の日からもういじめの対象ですね、仲間外れにされたそうです。これは1回出すと、もう全て一生残ります。B子さんは「何で私がこんな目に遭わなければいけないの」と言って、不思議に思ったそうです。それからずっと友だちができずに、ずっと1人でいたそうです。そして、やっとそのことが原因だとわかったときに、A子さんとはようやく「ごめんなさい、ちょっと打ち間違えだよ、ごめんね」と言ったことで仲直りをしたそうです。それはまだいい例だと思うのですが、こういうことが全く知らない人からの一言だとか、そういう意味で言ったわけではないのにそのまま受け取るのは、やはり受け手の方であり、送り主も文章としてはやはり気をつけなければいけないと思っています。日本語の難しいところではあるのですが、そういった使い方ではなくて、文章の送り方とか内容を必ず確認して送ると、そういうことも是非指導していただきたいと思います。

それと、今僕がこの自由に情報が取れる中で一番心配しているのは、ロシアによるウクライナ侵攻です。ユーチューブをいろいろ見ていると、もう本当にいろいろな映像が出ています。「これ本当なのか」、「フェイクニュースでつくっているのではないよな」というのが見られます。今年は、沖縄復帰50周年がございました。来年は奄美復帰70周年です。それで、島である中学生に、僕が50周年のTシャツを着ていたのですが、「何しているの」と聞かれて、「沖縄が復帰して50周年になるんだよ」と言ったら、すかさず携帯電話を出して、「50周年」というのを検索していました。やはりそこには、戦争で負けて終わったんだよという「戦

争」という文字も出てきます。僕は後ろから見ていたのですが、やはりこういうのを見たときに今の小学生はどう感じるのか、もう本当にゲーム感覚で見るのか、今テレビでも出ますね、手りゅう弾とかミサイルが落ちた瞬間というのも流れています。ああいうのを見たとき、今の子供たちの戦争に対する考え方というのがどういうふうになるのか、ものすごく心配しているのですが、そういった情報に対して、戦争だとか、いい、悪い、何が有害なのか、僕たちが子供の頃に有害サイトといえば、エロい動画とか女性の裸が出てくるのが有害と設定されていましたが、今の時代有害サイトといったら何を基準に有害というのか、教育長、是非それをお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ちょっと元に戻しますが、非常に貴重な話なので、先ほどのネットにずっと残っていくと、拡散したものはもう消しゴムで消すことはできないという時代だということを、ネットに書くときにわかっていないというのは、もう多かったですね、今。2つ目、それから言葉の使い方というのは、非常に含蓄のあるお話をされていましたが、まさにそこをどうやって日頃の中からわからせていくのか、受け取る側が受け取る言葉と、発する方の立場によって言葉はごろっと刃にもなるし、本当に温かい支えにもなる。同じ言葉でも立場と状況によってはまた違う。それが今ウクライナ侵攻には、本当に私も最近ではニュースにあの場面を出さなくなったので、ネットによって両方わかるようにということでやっていました。最近では、学校の先生がすぐ戦争ということについて、「平和の方がいい」というような表現をただで解雇されたと、それは教職員は貧しいから簡単に次替えられるロシアのあり方がというふうに報道していました。そういう中でまた一方で、今晚でしょうか、子供たちが犠牲になっているウクライナという特集がテレビであるそうです。何から申し上げたらいいかわかりませんが、本当に真実を子供たちに伝えるために、今学校でウクライナをどう伝えるかは、皆さんにとってももがいています。もがいているというか僕も教えろとかいう言葉を使えないぐらいに、その戦いが続けば、多くの人が死ぬという現実。しかし領土を一方向的に奪われてはいけないという隣でいきなりいじめに来た人を放置するかという現実、そういう国際社会の状況を歴史からたどりながらしっかり伝えなければいけないということなので、発達段階に応じて子供たちが質問に来たときに、学校がどのように答えていくかも、日本はすぐああ言ったから逮捕ということは起きないとは思いますが、そういう意味では言語環境、今は議論する道徳教育というふうになっていますので、両方の立場になってロールプレイングをしながら、それが本当に正しい情報であるかということをはっきりと裏打ちする証拠を示しながら、子供が発表するという対応能

力をつくるように今教育も動いていますので、そういった意味で正しい情報を得るための正しいものの検索の仕方はどうあるべきか、どこから発信され、誰が責任を持つか、事実か、今は歴史さえも捏造する時代になっていますので、十分気をつけながらいかないといけないというようには考えています。長くなってすみません。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今聞いてですね、教育長のおかげで与論の子供たちは、その受け手と送り手としての気持ちというのも是非とも教育していただいて、間違いが起きないようにしていただきたいと思っています。

それとちょっと前後するのですが、答弁書の中に「メディコンカード」という言葉が出てきていますが、それについてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） これは、学校がさまざまな心配に対応して、単純に今申し上げています、長いことゲームやそういったものに陥らないように、学校で習慣を決めて、何時間ぐらい取り組んだか、それに対して親と子のどのような話し合いをしたかを定期的に調査して、家庭と学校であまり望ましくないと思ったときには、学校から広報すると。家庭では、うちは何分にメディアの時間を設定しましょうというのを家族で決めます。60分にしよう、70分までにしよう、90分までにしよう、どれまでにしなさいとは学校は言わないですが、そういうのをやってその調査を定期的に行って、より望ましいメディアとの付き合い方をするためのカードです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） これは与論町でもう行っていることなのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） はい、そのとおりです。全小学校ではないですが、小学校ごとによってちょっと対応の表は違ったりしますが、メディアとの付き合い方という形でやっています。似たようなことは各学校でやっています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それは小学校だけですか。それとも、今後中高に増やそうというお考えはないのかお聞きします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） このことは生徒指導委員会、それから学校間の校長先生、教頭先生方でも、どの学校がどういう取り組みをしながらやっているのか、学校保健会もありますので、予算を見ながら学校ごとによっての取り組みをしているという意味です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。本当に情報の管理というのを親がしっかりしないと、子供たちはどこでも簡単に取る時代ですので、是非とも気をつけてまいりたいと思っています。それは私たちもそうですが、要らない情報、本当にこれはまずいなということは、なるべく自分の子供以外にも聞かれたときには、正確に教えられるようにしてまいりたいと思っています。

昔の話ですが、よくうわさと言ったらすごいのが出るのは、オイルショックも結局うわさで「原油が高くなって、紙がなくなる」といううわさから紙の買いだめが始まりました。実際そういうことは起きておりません。与論町も今ガソリンが、もう200円オーバーでもものすごく高くなっています。それに対して一部の人では、年齢がばれてしましますがオイルショック、オイルショックと言う方もいらっしゃいますが、そういうことは多分起きないと思っています。その中で、携帯電話やスマートフォンとは関係ないですが、情報というのがものすごいパニックを起こすという1つの例を御紹介したいと思います。これはもう40年ぐらい前になるのですが、愛知県のある銀行に就職が決まったA子さんが、B子さんと話したときに、A子さんが「何々銀行に就職が決まったんだよ」とB子さんに言ったら、B子さんは冗談で「銀行って危ないよね」と一言言ったらしいです。B子さんは、銀行には銀行強盗が来るから危ないよねという気持ちで言ったらしいです。そしたら、それを聞いたA子さんが、「えっ、私の銀行って危ないの」と経営的に危ないというふうに聞いたらしく、それを帰って親、親戚に、「ねえねえ、うちの何々銀行って危ないの、経営的にまずいの」言ったら、親は「そうなの、お前就職するんだろう」「そうだけど、もしかしたらクビになるかも」と一言言ったがために、それが親せき連中にばっと広がり、今あるのかどうかわかりませんが、昔は井戸端会議、おばさんたちが集まってその一言です。「何々銀行は危ないらしいよ」と聞くと、みんなこぞってその銀行にお金を下ろしに行ったそうです。下ろしに行ったら、おかしいと思った支店長が頭取に連絡して、頭取が来てもらって、頭取から「うちの銀行は大丈夫ですよ、何もございませんからね」と言ったら、もう一言、「嘘だろ、お前それ。何か絶対隠しているだろう」と、すぐけんか口調の文句が来たそうです。それを鎮めるためには大体1週間ほどかかりまして、その銀行の預貯金の2割ほどが減ったそうです。銀行も実際危ないところまできたらしいのですが、後から聞いたら、働いたA子さんが、友だちとこういう話をしたということを知った頭取が、「あっ、なるほど聞き間違えたんだな」ということがわかったそうです。そういうことがありますので、こういった情報というのも本当に一歩間違えればパニックが起こり得ます。最近で言いますと、この前奄美大島に議員大会に行ったときに、何

人かコロナにかかりました。そのときに真っ先に私も「お前絶対なっているだろう」と、会う方会う方から言われました。「えっ、コロナが終わって帰ってきたの、お前なったんだろう」と言われましたが、言っておきました、「まだなっていません」と。「多分これからなる確率はあるかもしれませんが、今のところまだなってないよ」と、笑顔で返してあげました。やはりですね、そういうこともいろいろありますので、情報というのは皆さん本当に日頃から正確に、的確に情報を得て、間違いのないように発信していただきたいと思います。

本当の情報というのは、理解して上手に利用すれば、最高の友だちにはなると思っています。しかしながら、一方的に情報をうのみにし、全く理解せずに上辺だけで使いますと間違った最悪の仲間になってしまうのではないかと思っています。これは、先ほどから言っているように、子供たちだけではなく大人たちにも言えることだと思っています。私たちが情報を見てよく理解し、よく考え行動することが大切になってくるのではないかと思っています。先ほど出たウクライナ侵攻とかウクライナの言うことも違う、ロシアの言うことも違います。そういったメッセージを誰がどのように考えているのか、誰がどのような意図でつくったのか、それを見て誰が得をするのか、そういったのを読み取り、経済的な社会的な文脈を理解することが世の中今後大事になってくるのではないかと思っています。そのためによく言われていることが、社会的批判、クリティカルシンキングだと思っています。こういうことも今後教育とかインターネット教室とかをやるときには、是非とも取り入れていただきたいと思っています。

以上をもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君の一般質問を終わります。

次は、9番、沖野一雄君の発言を許します。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 梅雨の時期ですが、時折の晴れ間に梅雨明けが近いことを知らせる一番、二番ゼミの鳴き声が時折聞こえるようになりました。まもなく初夏の季節を迎えようとしています。私たちのこの島や国を取り巻く昨今の情勢には、予断を許さない厳しさが増すばかりですが、セミの鳴き声の広がりとともに私たちも元気を振り絞って、難局に立ち向かってまいりたいものです。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1 島外移入品等の物価高騰対策について

- (1) 長引く新型コロナ禍やロシアによるウクライナへの軍事侵攻、円安などによる影響を受けて、石油製品や食料品、生産資材、生活物資などの物価高騰が続いている。町民の日々の暮らしを圧迫しているこの現状と課題に

についての御所見、及び今後の対策の進め方などについて伺いたい。

- (2) 野菜や果樹、魚介類等の生鮮食品、畜産用粗飼料など、可能なものについては地産地消の促進や島内自給率を高めていくことにより、島外移入の依存度を抑える自衛策が必要不可欠と考えるが、積極的な支援策を講じる考えはないか。

2 港湾及び空港の整備計画について

- (1) 与論港の利活用については、依然として条件付き運航や抜港、欠航の多さなど、問題解決の見通しが立たない現状にある。第2供利港（仮称）の新設を含めて、県や国に対する要請や働きかけ、地元の取り組みを具体化にどのようにリードしていくのか伺いたい。
- (2) 空港の改善整備については、利便性及び安全性向上を図る上で、以前から滑走路延長及び安全地帯の確保が求められているところであり、国・県との連携や地権者等の合意形成過程を含めて、今後の具体的な取り組み方策について伺いたい。

以上です。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、物価高騰の現状と課題についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対しましては、全額国庫負担で賄われる令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施し、児童1人当たり一律5万円の給付金を支給することとしています。

生鮮食品については、地元で生産・漁獲されるもの以外は島外からの仕入れが多い状況であることから、物価高騰及び輸送に係るコストもかかり割高になっています。さらに今月から毎月ごとに各品目の値上げが予想されています。今後は、国や県への対策要望を行うとともに、対策事業等があれば活用を図ってまいります。

また、中長期的には、地産地消の推進により島外からの移入品への依存度を低減していくことも重要であり、地場産業の振興にもつながります。商工観光分野においては、持続可能な観光推進のための国際基準（GSTC）に基づく持続可能な観光地づくりの一環として、観光協会や和歌山大学と連携して、宿泊施設・飲食店を対象とした地産地消に関する実態調査を進めており、今後は、飲食店組合や旅館業組合等と連携し、地場産品の利用促進や一次産業とのマッチング等の取り組みを進める予定にしています。

次に、島外移入の依存度を抑える自衛策といたしましてお答えします。

野菜や果樹などの園芸品目については、温暖な気候を活用したリレー出荷により

収益性を高めた生産体系を構築しているところですが、島内自給率向上や地産地消の促進につきましては、学校給食への食材の供給やJ Aをはじめとする島内販売業者においての生産物の販売、生活研究グループにおいてのまごころ市場の開催、各農家においての独自の取り組みとしまして、無人販売所設置により地域へ供給する動きも増えてきています。

水産関係におきましては、離島漁業再生支援事業を活用し、魚食普及のためのお魚祭りの実施や小学校でのお魚捌き教室を行うことにより、島内消費拡大のための事業を行っています。また、畜産用粗飼料の自給率を高めるための取り組みといたしましては、飼料作物種子購入費補助事業を実施しており、飼料高騰、冬場の粗飼料不足対策のための事業を行っています。

近年の燃料費や資材の高騰など、産業部門を取り巻く環境は大変厳しいものとなっていますので、既存の事業も含め関係機関と連携を図り、一層の産業振興策の推進や島内自給率向上に取り組んでまいります。

続きまして、与論港の整備についてです。

与論港の条件付き運航及び抜港、欠航の問題は、与論町において喫緊の問題として捉えています。

本町は、鹿児島ー沖縄航路しか就航しておらず、人及び物資を届ける手段としては本航路頼みです。

令和3年度本町独自の集計で、全体運航（4月から翌年の3月まで）727回に対して、通常運航が557回、76%、条件付き運航が86回、12%、抜港12回、2%、欠航72回、10%となっています。

条件付き運航及び抜港による影響は、町内の小売業者・観光業者等の損失だけにとどまらず、医療供給及び緊急搬送体制の確保等多大なものがあると考えています。小売業者に関しては、生鮮食料品の発注が計画どおりに行えないということ、観光業者については、条件が付くことにより観光客等のキャンセルにつながるということもあります。医療用酸素の確保については、法令の厳格化による安全管理規定により定期船への積載量が限定されている上に、条件付き運航の場合積載することができないため、条件付き運航が続くことにより、医療用酸素の備蓄量が逼迫し、島内の医療供給体制に多大な影響を与えています。また、医療用酸素と同じく、航空機燃料も定期船による輸送が行われており、島内における備蓄量が限定されていることから、燃料輸送の停滞は通常の旅客機に加え、奄美大島から飛来するドクターヘリの給油などにも影響し、離島の緊急搬送体制の確保の観点からも課題となっています。

現在本町では、条件付き運航及び抜港による経済的損失を含めた影響を各関係機

関と連携し調査を進めており、安全・安心かつ安定した物資輸送を実現できる港湾の整備を目指し、国・県等関係機関に対して、これからも粘り強く要望をしていく所存です。

次に、与論空港の改善整備についてです。

平成22年6月に実施されました国際民間航空機関安全監査プログラム（ICAO USOAP）の勧告「航空機は全ての飛行場証明を受けた飛行場において、滑走路端安全区域に係る長さや幅に関する基準に準拠するか、代替措置がとられるよう規定を制定し、施行すべきである」により、全ての空港において、ICAOの第14付属書に準拠することが求められたため、平成25年3月に基準を改訂し全ての空港において遡及適用することとされました。

平成31年4月の省令改正に伴い、滑走路端安全区域の拡張が必要となりました。鹿児島県が管理する7空港のうち、令和2年度に、奄美空港及び徳之島空港、令和3年度に種子島空港と順番に着手しています。与論空港におきましては、令和8年度までの着手となっています。

それらを踏まえて、今年度より総務企画課に港湾空港対策室を設置し、鹿児島県と連携して与論空港の安全性向上のための整備を推進してまいります。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 御答弁ありがとうございます。それでは中身に細かく切り込んでみたいと思います。

まず、今御案内のとおり、生活物資全てが値上がりしつつあります。これから予定されているものもありますし、私の大好きなビールもこの10月から大手が全部10%前後値上がりするとの情報があります。ちなみに、民間の調査会社帝国データバンクとありますが、そこが発表しています情報によりますと、先月の5月19日までに約4,800ほどの食品がすでに値上がりをしています。来月7月中にはさらに約3,000品目が追加値上げを予定しているということで、あわせますと8,000近い品物が来月までに値上がりしてくるということのようです。もともと私どもの与論という島は外海離島であり、輸送コストが非常に高いですね。そういう意味では、おかげさまで奄振事業の交付金で輸送コストが軽減されているのですが、今日の質問には出しませんでした。関連しますのでお尋ねしたいのですが、ちょうど奄振事業の見直しの時期を迎えています。その中でこの輸送コスト支援をもっと拡充すべきだというふうに考えていますが、町長はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 奄振事業の輸送コストの軽減につきましては、奄美市町村全体

で陳情を行って継続するように、また拡充するように陳情を行っているところで
す。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非ですね、奄美の中でも奄振事業の恩恵を受けている、それは数字としては出ないのですが、是非与論というのは鹿児島県の一番端っこになりますので、いろいろなハンディが、ただ奄美全体で考えると特に奄美市あたりが中心になって、いろいろな提案をしていくのですが、やはりややもすると少し忘れられがちになって、奄振交付金の予算額も少なくなりがちなどころがあるかと思えます。そこは是非、今後町長はじめ、奄振関係の課長さんがしっかりと努力をしていただきたいと思えます。

ちょっとずれましたが戻しまして、この一番大事なことはいかにこの厳しいコロナ禍の影響、ロシア、ウクライナの戦争、それから円安の影響、そういったことで身の回りの生活物資が全て値上がりをしていますので、何とかこの与論の暮らし、農業をはじめ観光業もそうですし、飲食業関係も全て影響を受けています。何とか町としても独自の政策を打ち出さなくてはいけないというふうに私は思いますが、国では御案内のとおり、例えば4月26日に発表されました原油価格・物価高騰に関する閣僚会議というのがありました。その中でコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策ということで国が発表し、その中身は4つの対策が柱として掲げられています。

ちょっと紹介しますと、まず1つ目は、航空機燃料を含む燃油価格の激変緩和措置、御案内のとおり国の決めている基準額、本土の大体の平均でしょうが、これはちょっと変動するのですが、おおむね170円前後ですよ。それに対して、それ以上越えた場合に35円上限で元売り業者に補助を行うということです。更なる超過分というのは、また2分の1で押さえて元売り業者に対して支援をするということのようですが、こういったこともあるのですが、もともと与論は今、例えば与論の小売店のガソリンは207円から208円ぐらいだと思います。とんでもない数字で、町長も以前、外部に対してこれだけかかっているんだよということを申し上げたときに、びっくりされたという話がありましたが、まさにそのとおり、日本全国あまり知らないのですよね、どの程度離島の特にこういった県境の与論までのガソリンが、どのくらいかかるのかというのを御存じないわけですよ。こういったこともしっかりと前面に外に発信しながら、平均的なレベルの支援を受けても、あまり与論に対して恩恵はそんなにないわけですよ。ここをしっかりと発信すべきだというふうに考えます。

それから、4つの対策の柱の2つ目に、エネルギーとか原材料、食料等の安定供

給対策、いわゆる食料等の安全保障ですよね。こういったことを確保していきますというふうに国が発表しています。

それから3番目に中小企業・小規模事業者対策として、物価高騰に対する適正な価格転嫁。これは価格転嫁というのは経済成長を促すための策ですよね。これはなかなか今進んでいないようですが、要するに値上げしてしまうと消費者が買ってくれないという恐れから、価格転嫁というのは進んでいないようですが、消費者としては価格は安いほうがいいのですが。一番大事なことは、今国が進めている賃上げですよね。民間の方々の賃金が上がっていかないと、公務員の給料も上がらないのですが、この賃上げの実施というのがまた国としては力を入れるということで、中小企業の資金繰り支援を行うということが3つ目。

それから最後に、これが一番大事です。地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス対策の関係ですが、地方創生臨時交付金の枠を拡大して生活困窮者を支援する、あるいは今までの自立支援金、住居確保給付金の措置、困窮者支援に取り組むNPOの支援、あるいは学校給食などの保護者負担の軽減措置とか、そういったのを積極的にやっていきますよというのがこの4つの柱になっています。

そこで一番、私ども自治体にとって利用のしやすい事業、今ちょっと紹介しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、すでに与論にも相当お金をいただいて予算化されているのですが、今度やはりこういう物価高騰、円高とかそういったのを受けて、国も本腰を入れて今度は別枠で約1兆円という予算を投じて支援するという内容になっておりまして、ちょっと紹介させていただきます。

この臨時交付金というのは、各自治体の判断で地域の事情に応じて物価高に直面する生活者と事業者への細かい支援が可能であるといううたい文句になっています。これは、4月26日の閣僚会議の後に、4月28日に内閣府から各都道府県に事務連絡がいった、そこからさらに市町村に連絡がいったはずですが。与論町役場にも総務企画課あたりに来て、町長も御覧になっているかと思います。それで実はこの交付金事業は、各自治体から市町村から、こういった事業をします、よろしくということで、上に提案していくのが2回予定されていまして、第1回目はすでに5月19日までに終わって、この申請した分は6月に交付されるということ。それから2回目が来月末、7月29日までが期限となっていて、要するに事業の申請期限ですよね。それは9月に交付されるということです。これはもう1回目は終わっていますので、それにすでに乗っかっている事業も私ども与論町の予算書にあるかもしれませんが、2回目が非常に重要で、ここでしっかりと与論としての独自策を打ち出して、自治体の判断でできるわけですので、是非積極的に打ち出していきたいと思うことで、この一般質問をさせていただきました。

国が示している例示をちょっと紹介します。まず生活者支援、個人の生活の苦し
い方々に対する支援ですね。一応タイトルは「雇用の維持」、「雇用機会の確保」、
「困窮者支援」というのが内容になっています。例えば具体的には、ひとり親とか
子育て世帯、学生等への支援、先ほどの答弁の中にも、低所得者の子育て支援に対
する一律5万円の給付金を支給するというのがまさにそれですね。要するに、ひと
り親とか子育て世帯、学生等への支援というのが1つ目。それから失業者、派遣労
働者等への支援、学校給食等への負担軽減というのもあります。大学・専修学校の
授業料減免支援、それから地域経済の活性化と生活者支援などを目的としたプレミ
アム商品券の発行など、与論でも商工観光課あたりで、プレミアム商品券を頑張っ
ていらっしゃるようですが、これは具体的にまた別枠で非常に大がかりなものが出
ていますので、そういったことですね。それから、個人ではなくて事業者に支援す
る制度というのがまたありまして、事業を継続するための支援ですが、燃料費高騰
の負担軽減、それから仕入価格の上昇による収益減少事業者への支援、農林漁業従
事者等に対する経営支援、地域の物流の維持に向けた経営支援、宿泊業・旅館業・
観光産業等に対する経営支援、飲食・理容業・美容業・クリーニング等の経営支
援、こういったふうに具体的な例示が示されています。それによって、御答弁の中
には若干少なかったのですが、先進自治体の対策事業をちょっと御紹介します。北
九州市、公共施設の使用料を7月と8月に間で無料にしています。それがまたその
後はまたちょっとわかりませんが、公共施設の入場料・使用料というのを無料にし
ています。その目的は、市民の外出を促して、経済の活性化を図るとのことのよ
うです。大分市、農家支援、肥料・飼料等の購入費のうち上昇分の3分の1を補
助、物価高騰で売上げが低下した中小企業・個人事業主に低利子の緊急融資、それ
から宮崎県の高鍋町、給食食材の値上がり分を支援するというので、保育所の子
供1人当たり1食につき250円、小中学校に1人当たり1食15円を補助、宮崎
県の日之影町、今年度分の小中学校の給食費を全額補助、それから同じく宮崎県
の西都市、低所得者の子育て世帯に国が特別支援する1人当たり5万円、さっき答
弁の中にありました。それに対して、さらに5万円上乘せするということによ
うです。それから有名な綾町は、従業員10人以上の事業所に燃料費補助として最大5
0万円を支給。また、農家・畜産農家に燃料費や肥料代などの補助として、6月議
会に4000万円余りの補正予算が計上されたということです。それから、鹿児島
県の阿久根市では、プレミアム率10倍の商品券、約4000万円分を販売予定だ
というようにマスコミで発表されています。そのほかに県レベルでは結構あるの
ですが、北海道とか静岡県、愛知県、和歌山県、福岡県、熊本県、宮崎県、そうい
ったところで農家を中心に支援するということが出ていますが、鹿児島県はあまり発

信していないですね。そういった情報があります。

こういったことで、私ばかりがしゃべってもいけません、私は例示を示しました。先進自治体でも一生懸命頑張っている自治体があります。こういったことも参考に是非与論でも積極的に手を挙げて、これもまた全国しつかり、国では1兆円という予算を準備していますので、その交付申請の時期をしつかり捉えて申請していただきたいという気持ちで提案させていただきました。今申し上げた事例をお聞きになって、今後どうするか。今後といってもあまり時間がありません。7月29日までに2回目の申請をしなくてははいけません。町長、どのように考えますか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。この支援につきましては、いろいろなところから要請が来ておりまして、そのことを総務企画課で検討しながらやってまいりたいと思っておりますが、ある分野だけに偏ってもいけないというふうなこともあったり、あるいは本当にどこが一番困っているのかというのをよく検討しながら進めていかなければならないというふうに思っています。すでに、取り組んでいるところもありますが、そういうふうなことで今後またおっしゃられるとおり、いろいろな例を見ながら検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 町長に御答弁をいただきました。今の町長の御答弁どおり、公平平等でなくてははいけないということで、まごまご、きょろきょろしている間に、時機を逃してしまつてはいけませんので、是非重点的に経済効果の大きいと思われるところ、島の発展に結びつくようなところ、農業をはじめ商工業そういったところを、しつかり町長の考える力を入れなくてははいけないというところに、早めに手を打っていただいて頑張っていたいただきたいなと思います。

答弁の中にありました商工観光分野の中で、SDGsの関係だと思っておりますが、国際基準GSTCという言葉が出てきますが、これに基づいて「観光協会や和歌山大学と連携して地産地消に関する実態調査を進めており」という言葉があります。すばらしいと思うのですね、この実態調査というのは。実態調査だけではなくて今後どうしたらいいかというのまで含まれると思うのですが、その取りまとめというのはいつになるのですかね。ゆっくりしていたらもう時間が過ぎてしまつて、今しなくてははいけないと思うのですが、商工観光課長どうですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年度からまたSDGsとかGSTCを始めておりまして、大変スピード的には必要だと思われませんが、まだ、釜石市とかほかの先進地の方々のいろいろなところ

の勉強しながら、早めに進めていければなというふうに考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） いつになるかわからないという意味ですよね。答弁の中に載せるのはちょっとあれですね。ポージングだけということですよ。私としては、ちょっと今申し上げましたように、具体的に積極的にいろいろな事業をやっていたきたい。さっき先進事例も国の例示も紹介しました。是非情報を取りながら7月29日の2回目の申請に向けて、1つでも2つでも3つでも頑張っていたきたい。そうしないと山町政は問われますよ。町民は見ていますからね、今、非常に厳しいです。今は値上がりしていない分もありますし、これから値上がりする分もありますので、ますます油断していると、ぼーっとしていると、もうとんでもないこととなりますよ。そうならないように、是非積極的に打ち出していたきたい。支援策をですね、生活困窮者あるいは低迷しているいろいろな事業の方々、そういったところに力を入れていたきたいと思います。御期待申し上げたいと思います。

それでは、次に関連しますが、1つの提案といいますか、当然誰でも思いつくことですが、要するに自給自足あるいは地産地消、そういったのを進めていかないと与論は生き残れないという考え方に落ち着くわけですよ。そういったことでちょっと切り込んでみたいと思いますが、御答弁の中で、私はすばらしいと思うのです、地産地消とかいうところでまごころ市の紹介があります。また、無人販売所の設置、そういったところも今増えてきている。私の家は那間の田舎ですが、那間小の近く辺りにもぼーっと頭の中に3カ所ぐらい浮かびます。見ていると、車で回ったり結構利用されていますね。残念ながら、まだニーズに答えきれていないなというところもちょっとあるのですが、私は、非常にニーズは高いと思います。そういう意味で無人販売所設置、まごころ市も含めてですが、今島内でどのくらいあるのか、あるいは今後どういう見込みになっているのか、またそれに対して期待している部分というか経済効果、そういったところは、産業課長はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） お答えいたします。

今、島内販売というか自給をやっている方々を主に申し上げますと、現在Aコープの店内に入りますと、すぐ左側の方に特設場で与論の産物を取り扱っているのがあります。またそれとJA女性部が主体となっていますみのりというのがありますが、これはAコープの駐車場側です。会員としましては約15人、取り扱い品目は38ですか、取り扱い高は約460万円程度売り上げているようです。ほかにまた生活研究グループということで、ここはまごころ市ということで、茶花海岸の中央

公民館の前から茶花海岸の横、王者の椅子の隣に移動されています。そこにおきましては、会員数が約28人程度で、取り扱い品目は40、取り扱い高は200万円程度売り上げています。先ほど申し上げましたそのほかに各個人方がさまざまところで、無人販売を出しておられます。これは一番課題となっていますのが、時期的なものである時期はたくさんあるのですが、ないとピタッとなくなってしまいます、農家さん自体もそれ専用でつくっていないというのがありますが、島内の自給販売というか無人販売については、まだ全体的に何個ありますというのはちょっと把握していませんが、大まかなところは5、6個所毎回販売しているところはありますが、まだ調べてみればたくさんあるというふうに考えていますが、島内の自給販売の箇所については、全体把握はまだしていないところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 数字としてつかんでいないというのは、ちょっとまずいのではないかなと私は思います。あまり産業振興課として興味が、関心があまりないというようなところが見えるような気がして、ちょっと残念ですが、この地産地消を進める上で、今の無人販売所、こういったところは、非常に私は鍵を握っていると思うのです。地産地消といって進めていくからにはですね。例えば、個人が最近結構増えて、そういう意味ではどうしても地元の消費者の皆さんのニーズに答えきれていないというところはあるのですが、ここをしっかりと行政的にも支援していくことは、私は大事ではないかなと思うのです。と言いますのは、やはりこの無人販売所、私の家の近くにもありますが、小規模農家であるとか高齢農業者、こういった方々も消費者としてはもちろんですが、そこに会員になって品物を出したりすることもできるわけです。今ちょっと産業振興課長からありましたが、時期的なもの、例えばドゥックイであるとかシブイであるとか、カボチャもそうですけど、パパイヤもそうですね。時期的に非常にいっぱい採れる時期があるのですね、つくりやすい。そうすると余ってしまうのですね、それを結局つくっている農家の皆さんは、親戚に配ったりする分はいいのですが、ちょっと調子の悪いものはすぐ捨てたり、そういうことになると結局食品ロスになっているのですね。与論で結構あるのです、それが。実際自分でつくってみればわかりますが、ものすごくいっぱいできるのですよ。それによってお隣近所に配ればいいのですが、配れない部分、ちょっと傷ものとかは配りにくいのです、そういう食品ロス。あるいはまた魚でいっても、魚介類の中でも世界全体でも日本でもそう言われていますが、あまり統計はありませんが、大体水揚げの3割から4割は捨てていると言われていて、売れないからあるいは料理が面倒だから、捌くのが面倒だからということで市場で取り扱えないとか、そういうことで3割から4割ぐらい捨てられていると言うのです

よね。魚でもですよ、野菜だけではなくて。そういう意味では、与論ではこういう厳しい外海離島の島では、今から何があるかわかりませんよ。災害も起こるかもしれない、船も来ないかもしれない、飛行機も来ないかもしれない。あるいはちょっと台湾の有事も起こるかもしれない。そういった厳しい状況の中で、世界も今人口が爆発していますよ。そういったことで必ず厳しい時代が本当に目の前にやってくると思うのですよね。そういうときに、できるだけ島外から品物を入れなくても済むように、生活できるような準備というのは今からやっておかなくてはいけないと思うのです。そういう意味で、この食品ロスとか野菜にしても魚にしても、食べ物の食品ロスというのは与論独自に減らしていかなくてはいけない。それをしっかり島内で回すようにしなくてはいけない。そういう意味でもこの無人販売市というのは非常に重要だし、この食品ロスを抑えていくのに、私は非常に小さなことですが比較的ちょっと工夫すれば、しっかりとしたこういう危機のときの危機管理の1つの対応策として、非常に有効ではないかというふうに考えているわけです。

それで、ちょっと話を戻しますが、自給自足するために日本全体で考えたときに、今農水省がホームページで公表していますが、どのくらいの畑、どのくらいの耕地面積があれば自給自足はできるかということで数字が出ているのですね。産業振興課長御存じですか。わからなければいいです。ホームページに出ていますので、興味をもってホームページで農水省の情報とかを見ればわかりますけど、ちょっと紹介します。

食料生産に使える農地の面積というのは、人口とのバランスというのを考えて数字をはじき出すのですが、農水省のホームページの試算データで公表されています。約11アール必要だそうです、1反1畝ですね。11アールあれば国民が1人年間の食料を賄える面積だそうです。そこでちょっと面白いのですが、与論に当てはめて考えてみたときに、与論の人口と農地面積、5年に1回農業センサスで与論の耕地面積が今883ヘクタールありますよね。人口は、令和2年の一番新しい国勢調査の速報数値、これは町政よろんで見ましたけれど、5,119人です。これで割りますと、与論の農地面積は1人当たり17.2アール、1反7畝あるわけですよね。17.2アールありますので、国の考えた数値約11アールよりもかなりクリアしています。そういう意味で潜在的にはしっかりとその自給自足ができるだけの農地面積、耕地面積が与論の場合はあるということです。あと大事なことは、しっかりとその工夫をして自給自足が可能なように、いつでもできるように、そういう準備が必要かなということで、私はこの提案をさせていただきましたが、また、答弁の中にもちょっとありましたが、畜産の粗飼料、これも今与論はものすごく牛が人間よりも増えていますので、ここも非常に考えていかなくてはいけな

い。畜産の例えば粗飼料ですよね、今やはり島外から相当入れています。自分たちの畑につくる粗飼料だけでは全然足りないという状況が起こっていますし、今畜産をめぐる状況というのは非常に厳しくなっていますね。子牛の値段も今から下がってきますよ、そういう見込みです。そうしながらも移入に頼っている粗飼料とか配合飼料、濃厚飼料と言うのですか、そういったものは全部上がっていますし、今からも上がりますよ。今はJAで何とかその値上がり幅を抑えようとして、JAで一生懸命努力していますが、やがてそれもパンクするはずですよ、今の調子でいけばですね。そういった情勢は、中国はその背景には御存じのように、今までいっぱい日本とか外国に対して輸出していましたが、今度は囲い込みに入って、自分たちの国の中の自給に回そうということで、中国は囲い込みをして今外に出していないのですよ。ロシア、ウクライナも相当の穀物とか出していますが、それももうすでにああいう状態でとんでもないことになっています。それで、今世界的な情勢というのは本当に厳しくなって、畜産は今から厳しいです。与論の今経済を動かしているのは、実際は畜産ですからね。今18億円ぐらいあるでしょう。だからそういう意味では畜産が駄目になったら、与論もそのまま同時に沈んでいきますよ。あとは、外貨を稼ぐために観光で頑張ってもらいたいわけですが、観光も、国はまたインバウンドとかいって一生懸命力を入れているようですが、果たしてどのくらいやっていけるのか、外貨を稼げる産業としてやっていけるのか、そこは商工観光課長に頑張ってもらいたいと思うのですが、とにかく情報を先取り先取りで、取り組んでいかななくてはいけないところです。

そこで、この自給自足、地産地消というところの取りまとめをしてみたいと思うのですが、これも農林水産省のホームページに「こどもそうだん」というコーナーがあってですね、その中で食料自給率を上げる5つのアクションというのが出てきます。5つあります、上げてみます、簡単なことです、子供にわかるように説明しています。今が旬の食べ物を選ぶこと、今が旬の食べ物、まさに先ほどの無人販売所とかにありました時期でいろいろなものが出てくるわけですよ、今が旬の食べ物を選んで、それをしっかり保存、確保あるいは備蓄、そういった作業が非常に重要ですということですよ。2つ目、地元でとれる食材を日々の食事にかす、地元でとれる食材をしっかりと、一緒に地元で食べていきたいと思います。3番目は和食ということですね、御飯を主食にして野菜を多め、バランスの良い食事を心がける、これは当たり前の話ですが。4番目、食べ残し、先ほどちょっと紹介しました食品ロスですよ、畑から採れるものだけではなくて、魚についても魚介類、そういった食品ロスが相当あるようですので、そこをしっかりと食べ残しを減らしていくこと。それから5番目として、その自給率向上のためにいろいろな取り組

みというのをみんなで共有しながら試したり、しっかり行政化支援をしたり、そういうことが大事ですというのを、この5つをまとめています。子供向けのホームページですが、これをそのまま自治体の努力目標にもなるかと思います。要は、この御答弁の最後にちょっとありましたけど、産業振興策の推進、島内自給率の向上に取り組んでいきますというふうになってはいますが、ここがポイントなのですが、その自給率の向上と節約も大事ですよ、島内産業の生産性を上げる、こういったことも非常に重要ですが、町長いかがですか、今までの私ばかりちょっとしゃべってしまいましたけど、御感想又は今後の取り組みについて御答弁お聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に与論の場合には、換金作物をつくってそれをお金に変えて、そして食品を買っているのが多いのですが、今ありましたように、いろいろな町民の方々が無人販売所をつくっているということは、もったいないなという気持ちが表れているのではないかと思って、大変嬉しく思うことですが、やはりそういうようなことをみんなで共有していかなければならないなと思いますし、一番思ったことは、まずできることは本当に食べ残し、食品ロスをどうしたらなくすことができるかというふうなこと、こういうことについても週報等を通して啓発をしていければなと思っていますところ。思うことは、サトウキビ畑地区をすぐイモ畑にするわけにはいきませんので、何かそういうふうなことをどういうふうにしていけば自給自足ができるのかということをもた検討していきながら、島内の自給率の向上のために取り組んでいければというふうに、産業振興課長とも話し合いながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） しっかりと具体的に行政としての支援策を進めていただきたいと思います。食べ残しを減らすとかいうのは、誰でも個人の努力でできますので、個人の努力ではかなわないような全体の1つのプロジェクトとして進めていく、そういった作業を行政の支援でしっかり押し出して、頑張ってくださいと思います。

次に入ります。港湾・空港の整備計画、これは今度私ども議会でも特別委員会ができました。また行政でも総務企画課の中に対策室ができました。この対策室ができたということは、私はそれなりに山町政の業績の1つだというふうに評価しますし、敬意を表したいと思います。私があえてこの質問を申し上げたのは、この際、対策室もできました。私ども議会に特別委員会もできました。共に連携をして、与論の港湾・空港の整備に向けて頑張ってもらいたいという気持ちで、私は提案させ

ていただきました。御答弁の中にありますように、今本当に課題があります。船の抜港、欠航そして条件付き運航ですよね。これが依然として解決の目途が立たないというところが問題なわけですね。ここにもありますように、いわば全体運行の中で通常運航をされているのが557回で、76%しかない。これは年によってまた変動するわけですが、簡単に言えば3分の1ぐらいが何らかで欠航したり、条件付きになったりするということですね。この御答弁の一番最後にありますが、では、我々与論としてどうすればいいのかというところで、鹿児島県の先に調査結果も出ているようですが、一番大事なことが触れられていますね。「条件付き運航・抜港による経済的損失を含めた影響を各関係機関と連携して調査を進めており、安定した物資輸送、港湾の整備を目指して、国・県と連携しながら粘り強く要望をしていく」、粘り強く要望するのはいいのですが、これは喫緊の課題ですね。本当にいわば与論町民にとってまさに外海離島、外から入ってくるのもあるし外に出さなくてはいけないものもあります。そういったことを考えると、港と空港は、町民のまさに命と生活に直結する最も重要な基幹インフラと言えるかと思えます。そこをしっかりと本土並みという言葉はあまり使いたくないのですが、本土の人たちの生活と同じレベルになれるためには、この空港と港をしっかりと整備していく必要があるのです。これはわかっているのですが、なかなかそれは国・県を動かさないといけないということで、問題は、その県が出している調査結果、与論港供利地区における新岸壁整備に係る可能性調査の概要、ちょっと時間も迫ってまいりましたので走りますが、このデータの中に、やはり対策室としての見解というのもちょうどありますが、やはり食い違いがあるわけですね。地元現場から見たときの見方と、会社側あるいは県側から見たときの考え方というのがあって、それに食い違いがあるわけですね。例えばその可能性調査の中に、条件付き運航がデータとしてしっかり出てこない、ましてや、その条件付き運航による経済的な影響というのは、全く数字は出てこないわけなのですね。そういったところにちょっと不安があるわけですね。不安があるというか全く調査の不備と言わざるを得ないようなところがあるわけですね。そのあたり、これからしっかり現場としての意見をしっかりと取りまとめ、要請していかなくてはならないと思うのですが、こればかりは後回しにするわけにはいきませんし、しっかりと共に連携しながらやってまいりたいと思うのですが、副町長どうですか。どのような調査内容に対しての考え方、またこれからの対策についてどう考えられますか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この問題につきましては、港の問題、確かに昭和57、58年度に大型船が接岸するようになり、それから船も大分大型化してまいりました。

当時は3,000トン級ぐらいの船の計画でずっと進めてきたものですから、それでよかったのかもしれませんが、現在のより沖縄へ多くの物資を運ぶという中にあっては、船の大型化、つまり現在の与論の港の条件は、船の大きさに追いついていないということが言えると思いますので、その辺をどう対策をしていくかということです。県から建設課に報告書も出ているようですが、それとは別にまた実際に与論が今困っている部分、経済的にどうなんだろう、商工の関係、観光の関係あるいは医療物資の関係、与論からまた生産品を出すに当たって、どれだけのマイナスのイメージがあるかということも総合的にこれから判断をして、今またみんなで勉強会をしようということで、役場でも場内でも進めているわけなのですが、命をつなぐ多くの物資を運んでくるのは飛行機ではありません。やはり港、船舶が一番大切だということ認識して、取り組んでまいりたいというように思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 情報として提供させていただきますけど、せんだって5月21日に保岡代議士が来島されました。そのときに町長はじめ、私ども議会の代表で原議員が対応していただいて、あるいは対策室の皆さんも頑張ってくださいました。早速その保岡先生が国交省に行かれて、国交省の港湾担当の関係部署にお願いしに行ったところ、担当課のお答えは、「与論に新たに新しい岸壁をつくっても、抜港対策には効果が薄いのではないか」というようなお答えというか、そういう声があったということの情報が入っています。ちょっとこの姿勢は非常にショッキングというか、塩田県政、今の鹿児島県知事が中心になってつくられた鹿児島ビジョンがありますよね。その鹿児島の10年間の長期計画の中に、共に奄美群島の中でいろいろ交通ネットワークのところに出てくるのですが、「亀徳港と与論港は整備を促進します」という言葉が出てくるのですね。非常にありがたいことだし、この影には、禧久伸一郎先生はじめ県議の皆さんの非常に涙ぐましい努力が成果としてそこに謳い込まれました。いろいろな努力が実を結んだ形になったのですが、実際これは単なる作文でしかないわけです。このビジョンの中にしっかり、「与論港の整備を促進します」という言葉が入っているのですが、そういった意味でこの塩田県政の掲げる鹿児島ビジョンに逆行しているようなことで、国交省にしっかり伝わっていないところが非常に残念です。そこをちょっと町長はどのように考えますか。時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 国交省にも陳情に行ったのですが、なかなかそれが伝わっていないということで、そのデータの中におっしゃるように条件付き運航に対する項目

がなかったというふうなことは、私も大変ショックです。考えてみますと、今まで感情論で要望していたなというふうなところがあって、やはり数字を示して、条件付き運航でどれだけ経済的な損失があるのかというようなことを数字でやはり示す必要があるなということで、今後そのことを全部で、各関係部署に問い合わせをしながら調査をしながらまとめていって、そしてまた改めて陳情していく必要があるなと思ったところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） そのとおりですね。やはりまた我々だけの議会と町長をはじめ行政の対策室、そういった我々地元だけの取り組みだけではなかなか難しいところがあります。そういった意味で国の政治家だったり、県議会議員はもちろんですね、一体となってこれから一緒になって行動して、積極果敢に行動していく必要があるかと思いますので、是非その方向で共に頑張ってもらいましょうということで、山町長よろしくをお願いします。

最後に、時間もちょっとなくなりました、空港のことです。その答弁の中に、滑走路間の安全区域の拡張、この工事は令和8年度までに着手しますよということで、順番としては与論の飛行場が一番最後になりますという御答弁、ちょっと残念ですが、令和8年度までにどうなのでしょう、これはまた延長されたりする可能性もありますよね。ちょっと遅いなという感じがして残念ですが。そういう意味での答弁の中には、滑走路の安全区域の拡張は載っていますね、でも延長については、延長をどうするのかという町長の考え方が載っていない。そこをちょっと確認させていただきませんか。延長についてはどうすべきだというふうにお考えでしょうか。町長、簡単をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山元宗君） 拡張にあわせて、できるだけ延長したいというのが我々部内での考えです。ただ、それにはやはり地元の地権者の方々のまた説得がありますが、これにつきましては、まだそういう公表ができないということです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ちょっと情勢を見てみますと、今、鹿児島ー奄美群島を飛んでいる飛行機ATR42、今飛んでいるのは600型ですかね。ATR42の新しいタイプの飛行機が開発されて、国内でも佐渡ヶ島とか小笠原だったですかね、すでに導入運航を検討しているという情報が最近の新聞に載っていました。滑走路が1,200メートルに満たなくても、十分離着陸ができるような飛行機のようなですね。まだはっきりわかりませんが、いつの話になるかわかりませんが。そういった明るい話もちょっと聞こえてきますが、いずれにしろ、いろいろな航空法の国際

基準にいう飛行機のオーバーランとかアンダーシュートとか、そういった部分を防ぐためにも、やはり延長というのはしっかり確保していかないと、延長について後回しになってしまいますので、そうならないように、また順番で一番最後にならないように、10年先20年先にならないようにしっかり取り組んでいただきたいという意味で、延長についてももちろん当然町民のコンセンサスを得ていかななくては行けません、そういった説明会も早期開催も含めて、町長にしっかり私ども議会の特別委員会と一緒にあって取り組んでいただきたいと思いますが、最後に町長の延長に関する考え方を確認したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 県の方針とあわせながら、拡張・延長につきましては地元としてもしっかり意見をまとめてまいりたいというように思っています。延長できる方向でできればいいなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 延長できればいいなというその願望型、「I hope for」ではなくて、こういうところはできるところからしっかりやって、国・県に協力を得ながら、町民の命を守る、生活を守るというところでしっかり頑張っていたきたいと、共に頑張りましょうということで、今日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 以上で、沖野一雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。開会は11時から行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 令和4年第2回定例会の一般質問を行います。

1 職員の就業管理や待遇改善について伺いたい。

(1) 山町政以降中堅職員の退職が相次いでいる。職員に不慮の事故も起きている。職員の残業管理はどのようになっているか。頑張る職員を追い詰めないか危惧している。見解を伺いたい。

(2) 残業が常態化している部署がある。出産、子育てをはじめ、人には体調

のすぐれない時期もある。しゃくし定規ではなく心配りで配置を行い心身ともに健康で頑張れる職場環境づくりに努めているか。

2 海浜地や国立公園に接する民間地開発のあり方について伺いたい

(1) 国立公園区域とともに周辺景観も本町の貴重な資産と考える。国立公園と一体化した自然保護や景観保護を目的にした施策を検討する必要があると考える。見解を伺いたい。

(2) 海浜地や国立公園地に接する民有地開発において、開発前の境界のくい打ちなどの立ち合いは行われているか。

3 現在の与論沖永良部広域組合は将来に向けどのような考えをもっているか見解を伺いたい。

(1) 少子高齢化が進む中、常備消防（現在の救急・消防業務）と非常消防団の連携が迅速、綿密に行われる体制構築を今から推進する必要があると考える。見解を伺いたい。

(2) 与論空港消防体制は現在どのようになっているか、懸念される問題はないか、見解を伺いたい。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答え申し上げます。

まず最初に、待遇・就業管理改善についてですが、まず残業管理などについてお答え申し上げます

長時間労働は、心身の健康の確保を困難にするだけでなく、仕事と家庭生活の両立をも困難にさせ、女性キャリアの形成や男性の家庭参加を阻む要因など、さまざまな支障を及ぼすと考えています。

昨今、業務量の増加などで職員の負担も増加傾向にあり、定時に業務を終えられない部署も少なからず存在していると認識しています。このようなことから、5月から毎週水曜日には「ノー残業デー」を導入し、職員に対し定時の退庁を促し、心身ともにリフレッシュを図るよう推し進めているところです。また、残業が多い部署や職員については業務内容を精査し、業務の改善やシステムの導入等により効率化できる部分はないかなど見直しを進めているところです。

今後も職員のワークライフバランスの拡充と充実のため「ノー残業デー」を浸透させ、職員の健康増進や働きやすい環境づくりを行い、業務の効率化を図り、町民への安定したサービスの提供ができるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、職場の環境づくりについてです。

残業の常態化は、睡眠不足や精神的ストレスが蓄積し、心身ともに疲弊すること

で健康への被害が助長され、また、業務の効率化が低下し生産能力が向上しないなどマイナス要因となりえます。御指摘の職員の配置については、その職員の家庭内の状況や適性等を考慮しながら人材配置を行っているところです。

残業の常態化している部署につきましては、新たな職員の配置の検討や業務内容の精査、システムの導入等で効率化できる部分はないか見直すなど職員の負担を軽減するとともに、働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。また、仕事と生活の双方の調和を図る上で、ノー残業デーを推進し、定時で帰宅できる雰囲気をつくり出し、職員の健康増進に取り組んでまいりたいと思います。

次に、自然保護や景観保護を目的とした施策を検討する必要はないかということですが、平成29年3月7日、本町も奄美群島国定公園から国立公園に指定変更され、同日に特別地域、特別保護地域及び海域公園地区の指定がなされました。これは、昨年7月26日に、世界自然遺産として登録された奄美大島・徳之島・沖縄本島北部・西表島の世界自然遺産登録へ向け、推薦基準の生物多様性の観点から希少動物と生殖域の自然環境保護を目的としたものです。

本町も日本の共有財産である与論町の自然と景観を守るべく、国や県と連携を図りながら、与論町景観条例（仮称）等の早期設置を進めてまいりたいと考えています。

次に、開発前の境界のくい打ちについてです。

道路等の町有地との境界確認立会い依頼があった場合においては、本町職員が境界確認立会いを行っていますが、海浜地や国立公園に接する私有地との境界立会いには行っておりません。

県に確認したところ、国立公園内の工作物許可申請があった場合においても、事前の現場立会いは行っておらず申請書類・図面・写真等での確認となっており、年数回の来島時にあわせて、申請箇所の現場確認を行っているとのことです。

なお、海浜地と私有地の境界くい設置の場合、地権者や土地家屋調査士からの立会い申請があれば、所管する部署の職員が立会いを行うと思います。

しかし、国立公園内若しくはそれに隣接する私有地と私有地の間においては、境界くい設置及び境界確認立会いは地権者同士で行いますので、本町職員並びに国・県職員は立ち会いません。

国立公園内での工作物の新改増築や木竹の伐採等の開発を行う場合には、事前に国や県への許可申請・届出の手続きが必要となり、基本的には道路又は隣地境界から5メートル以上離れていること等の許可基準があること等、国立公園区域内での規制等について週報等での広報活動を進めてまいります。

次に、常備消防団との連携です。

本町の消防・救急医療業務について沖永良部与論地区広域事務組合は、最も重要な役割を担っています。

火災や緊急要請の際は、消防法で定められている最小限の人数で業務を執行するため、本署で電話を受け司令台の位置情報を用い、場所の特定やその他情報をもって業務を遂行しているとともに、感染症で業務に支障を来す際には、本署に応援を要請し業務体制を整えるなど連携を図っており、現在の体制において本町の消防・救急医療業務に欠かせないものと考えています。

3町の負担金で運用される本組合は、消防組織法第3章第6条に記載しており、市町村の財政需要額を基本とした負担金で運営していくことが望ましいと考えています。今後の運用については、広域事務組合の流れを注視しながら議員の皆様のお力添えのもと、慎重に検討・協議していく必要があると考えています。

近年は、気候変動による大型化した台風や集中豪雨といった自然災害への対応の比重が高くなってきており、消防団に対する役割が拡大しつつあります。特に火災現場での消防団と消防署の関係は車の両輪とも言われており、どちらかが欠けても円滑な消火活動は難しく連携を密にする必要があります。緊急時には、本署から防災無線やSNSなど一斉メール配信により、団員にまで即座に召集要請をかけ、初期消火の段階から消防団と消防署の連携を密に行っているところです。

一方、台風や津波といった自然災害における避難支援にも消防団の重要性はますます必要不可欠となっていますが、少子高齢化など社会状況の変化にともない、消防団の確保が困難になりつつある状況にあります。核家族化が進み、隣近所との関係が希薄になる中で、要支援者世帯の把握など地域の現状に精通した消防団の役割はますます重要になってくると言えます。今後とも、地域防災の要として消防団員の確保を図りながら消防署との連携強化に取り組んでまいります。

次に、与論空港の消防体制についてです。

空港の消防体制におきましては、国が策定する空港における消火救難体制の整備基準に基づき、消火救難業務運用要領を定めることとなっており、与論空港消火救難業務運用要領を定め、消防体制を構築しているところです。

また、与論空港消火救難業務運用要領に基づき、空港内に事務所を有する事業所等の協力のもと、与論空港消火救難隊を組織し、年1回空港関係者や沖永良部与論地区広域事務組合消防署与論分遣所及び与論幹部派出所等の各関係機関の協力のもと、緊急事態を想定した訓練を実施しているところです。

与論空港消火救難業務に対する評価につきましては、与論空港を所管する国土交通省大阪航空局が主催する消防体制を含めた安全監査においても指摘事項はなく、良好という評価をいただいています。

これらのことを踏まえまして、現在与論空港消火救難業務において、懸念される事項としては特段ないものと考えています。以上でございます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私、職員の給与のこととか待遇改善のことについて、令和2年9月の選挙で当選した後の12月に1回質問して、今年の3月に2回目、基本的に職員の給与はもちろんですが、待遇とかその辺について今回で3回目の質問に入っているのですよ。私がなぜこういう短期間の間に、こういうことについて3回も取り上げるということについて、町長と副町長はどのようにお考えかわかりませんが、先に9月の選挙に当選する前は、4年間充電期間を過ごしまして、その間に現職の職員が2人、事故で亡くなっているのですよね。そのことについて、私にいろいろなうわさが入っていたのですよ。その与論町役場の中に何かが起きているのではないかなど。そして当選した後、久しぶりに役場に来てみて、まず驚いたことは、私が期待していた中堅の優秀な方々が多数退職しているのですよね。それと、語弊がないように聞いていただきたいのですが、女性の方が多くなったと。役場の業務の中には、やはり男性でないとできない職務もあるのではないかと。特に総務企画課とか、特に残業が多いところとか、その辺についてはやはり男が適正ではないかなど。御承知のとおり、この間のソロモンの噴火のときにも、避難しているときに中学校の入り口で1つの指示をしている方が女性なのですよ。それも11時、12時ですね。夜10時以降というのは、女性の方というのは働かせてはいけないことになっていると思っているのですけど、副町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この件に関しましては、先の3月議会でも申し上げましたが、確かに現在女子職員の占める割合も、以前からすると大分増えています。しかし、男女平等あるいは職の均等とかいろいろ言われている中では、やはりやむを得ない部分も確かに出てまいります。そういった中で、今いる職員をどのように配属して仕事を遂行するかというのが、非常に頭が痛いわけなのですが、喜山議員さんがおっしゃられるその職員の配置についても、各課の課長や次に担当される補佐あるいは係長の皆さん方とも、相談をしながら進めているつもりですので、よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長と副町長ね、夜の10時以降とか11時とか、役場の庁舎の周りを夜時々回って見たことはありますか。私も前から気になって、たまに回って見たのですけど、ここのところ何回かサイクリング、体操をしながら回って見ているのですが、やはり残業をする方がすごく一部の課に集中していると。これを働

いている職員が見たら、もうあの課には行きたくない、あの課の課長にはなりたくないと思いますよ。仕事のいわゆるモチベーションが落ちると思うのですよね。やはり過度な過労、過度な残業というのは、これはもう人権侵害以外の何ものでもないですよ。副町長や町長が言うからね、「采配してちゃんとやっています」と言っただけで、私が見る限り現実にはそうは見えません。そうおっしゃるなら、では職員がどの程度残業して、残業の報告書に嘘はないのか。実際にどれだけ残業をしているのかですね、それを調査したことはありますか。いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 残業につきましては、各課の課長で把握をしているところなのですが、数字的にそれが必ずしも時間外勤務の時間と合っているというふうには思っておりません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） いやいや、それは問題ですよ。職員の実態がどういう残業をしているかですね、それをやはりきちんと確認して、見て、だったらどういう人を増やすべきか。そしてまた女性は、出産も子育てもありますよね。子供が6歳、7歳ぐらいになるまでは病気はするわ、何はするわで、本当にいわゆるクワアナシピンチャーの奥様方の御苦労というのは、本当に夜中に夜泣きしたり睡眠不足になったりしてね、そういうこともあると思うのですよ。ある意味私はこういう出産適齢期というのですか、そういう方々がいっぱいいらっしゃるということで、非常に逆に、ああ、頼もしいなとも思っているのですよ。できればそういう方々にもっと一生懸命頑張ってもらいたいと、そのためには、子育ても頑張りながら仕事も頑張れるような部署に、ある程度は回したりとか采配する必要があるのではないのでしょうか。それと、町長、副町長に人事部はお二方ですから、そしたらいつ、どこで、職員の皆さんとどういう会をもって、どういう話し合いを行ったか。やはり不満はないか、いろいろあると思うのですよ。そういうものを聞く場をもっているのか。その辺のムイマワエというのは絶対必要ですよ。これだけの人数、100人余りの人々を掌握して仕事をするというのは、私はよほどじゃないと夜寝る暇もないのではないかと思うのですよ。私も商売をして10人余りのアルバイトを使ったときに、もう仕事どころではないわけです。アルバイトがしでかすトラブルやいろいろな出来事の後始末をしたり、結局職員はそういうことはないですけど、臨時職員をあわせて200人余りですよ。この方々のこの答弁にもありますが、その生活のこととか、その職員の家庭内の状況や適性等を考慮しながら人材配置を行っていると思いますけど、私にはそうは見えないから聞いているのです。それで、もしこれをきちんとやっているんだったら、僕はすばらしいと思っています。先ほど私

が充電期間中に2人の職員が亡くなられたことに対して、いろいろなうわさを聞いてはいるのですが、私はこの二人の方々がどういう形で亡くなったのか、どういう理由なのか、一応は現職なのですよ、退職した後の方ではないのですよ。そのことについて、町長とか副町長はどこまで何を調べたかと。当然でしょう、自分の部下が何か事故に遭ったときに、それについて何があったんだろうかと調べるのは、当たり前なことなのです。いかがですか、町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） お二人については、本当に厳しい指摘がありまして、大変残念に思っていますが、私たちは職場でどんなことがあったのかというようなことを、それについては逐一話を聞いていますが、職場の問題ではなかったのかなと思ったりしているわけですが、あと家庭的なものあるいは個人的なものにつきましては、なかなかそこまで調査することができずに、本当に申しわけなかったなと思っていますが、個人的な秘密もあるでしょうし、どこまでその調査していいのか、その付近はまた今後考えていかなければいけないなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私は、何も職場のせいとは言っていないのですよ。その個人の事情か家庭の事情か、それはいろいろあると思いますよ。しかし、どんな形であれ、部下にそういうことがあったなら、一定の然るべきものは必要ではないかなと、それがやはり上司としての務めだしね、その前に人間として当たり前ではないかなと僕は思ったわけです。中学生の自殺事件もありましたよね、中学生の自死事件も、あれもみんなうやむや。今回言わせてもらいますけど、あまりまでにこういうことをね、もう知らん、なかったことにしようという考え方が、私はとんでもないことだと思うわけです。自衛隊のOBの方で、この間載っていたのですが、大企業に勤めた職員が、過労で結構自死しているのがいっぱいマスコミでよく取り沙汰されていますよね。極端な話、自死して死ぬんだったら辞めればいいじゃないかと普通の人と思うのですよ。そんなにまでして苦しくて辛かったら辞めればいいじゃないかと、そう思うわけです、普通の人。これについて副町長はどう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今私は資料として手元に、令和2年度のやつをちょっと持っているのですが、全国の市町村の中で希望退職のうちの20代で退職をされる方が40%です。30代が26%ぐらいです、40代が16%、定年までで退職をされるという方が約半分しかいらっしやらないというのが、今日本全国状況です。私ども与論町におきましても、定年まで勤め上げるというのは大体50%です。これ

は、過去の15年ぐらいのデータを拾ってみたのですが、山町長になってその分が減ったとかという数字は、ほとんど変わりはありません。そういった中で、今過去2、3年このコロナ禍によりまして、働き方の改革、特に若い皆さん方が自分のやりたいこと、あるいは役所に入ってちょっと自分が想像していた内容と違ったとかというふうに解釈をされて、早期に退職をされるのが全国的な傾向なのかなというふうにも考えてはいます。しかし、我々としましては、せっかく役場に入った仲間ですので、島づくりのために一緒にスクラムを組んで頑張ってもらいたいというのが望みですが、なかなかこのコロナ禍にあっては、若い職員の皆さん方とそういったコミュニケーションを取れなかったというのも、非常に残念だったなというようには思っています。ただ年1回、職員の異動希望とか、そういったのも取っているわけなのですが、そちらに出してくる職員は約3分の1ぐらいです。その3分の1ぐらいの職員の中の8割から9割は、現状のままの仕事をしたいというのが出てまいります。あとの1割ぐらいにつきましては、技術面をこれまで頑張ってきたから、今度は事務系をやってみたい。逆にまた事務系の福祉系とかをずっとやってきたから、道路の設計とか技術系にいてみたいという感じの分は出てまいります。仕事で直接こういった関係で、こういった悩みがあって私は退職をしたいとかという記載は、これまでもちょっと見当たりませんでした。そういった中で、今年の4月、役場には現在13課ありますが、その課の中で10人の課長さん方が入れ替えあるいは交代をしています。そういった中で、これまでの職員の配置あるいは業務内容について、これでよかったのかというのを異動から3、4カ月経っていますので、次の議会あたりまでには適正な職員の配置あるいは業務内容とかについても、各課ごとに意見もまとめながら、適正な配属について考えてまいりたいというように考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） えらい説明が長くなって、さっきの過労による自死についてどう考えるかということでお聞きしたのですが、これは自衛隊のメンタル教官が戦場なら全滅する組織という形で、いわゆる職員の組織の中のメンタルのことについて取り上げたのがありまして、第1段階はあの上司が悪いとか職場のバトルがある、第2段階にはバトルが絶えないで、第2段階職場では個人レベルでなくて、組織レベルで最も特徴的なのが人間関係の悪化というのがありますよね。結局、過労があったりとか仕事があってくると、自分だけに何でこんなに仕事に来るんだとか、今度は仲間内になっちゃって、あれこんなだったら、上司にもそれがいく。第3段階になるとうつ状態になるのです。うつ状態になってそう簡単には辞められなくなるというメカニズム。それが働くものだから、辞めればいいものを自分でそうい

ううつに入って辞められないから自分で自死してしまうのですよ。だから、過労が過ぎるとこういう状態に人間の心理は陥るから、管理者はものすごく気をつけなければいけませんよと、私は言っているわけです。その辺を是非頭の片隅に入れておいてください。そして、現実各部署の課において、どうしても増員が欲しいという要望もあると思うのですよ、ないですか。どこがありますか、それを教えてください、もし差し支えがなければ。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） いろいろとまた各課の課長さん方とも相談をしながら、検討をさせていただきます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私から言わせてもらおうと、やはり直接町民に接する部署ではないかと思うのですよ。夜回ってみても、1階の入り口側が毎日電気がついているのです。そして窓から見ると、ほとんど大体同じ人がずっと残業している。それで、こういうことについても、もう少し心配りが必要ではないですか。是非ね、リセットしてもう1回原点からやり直して考えてもらいたい。予算書とかいろいろ見て職員の配置を見ても、町民に直接接する場所というのは、もう時間を待たせない仕事が多いわけですよ、今日、明日しなさいとか、国からこども家庭庁とかいうのができてきて、とにかくそれみたいないわゆるコロナ対策もそうですよね、住民と直接いろいろなサービスをする部門というものは非常に難儀していると、そういう印象を受けているのですが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私もこの10日ぐらいですかね、ずっと9時、10時ぐらい回って見ているのですが、本当に御指摘のように同じ人が残っているような気がいたしまして、今後本当に各課長とも今副町長が言ったように話をしながら、人員の割り振りを今後できるだけ早い時期に割り振りができればと思っておりますが、定員などがありますので、その定員の割り振りそれから各課の仕事量という個人に対する仕事量についても、早めの調査をしてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 定員の話はそこにおいて、是非職員がもっと元気よく心も体も健康で働けるそういう場の構築に、環境づくり、そこにもっと御配慮いただきますようお願いいたします。

次の質問に移りたいのですが、海浜地のことですね。国立公園ができれば与論の海浜地の保護区域が余計に狭まって、開発区域を広げるような私に言わせればとんでもない、より自然公園に自然保護とか島のそういうものを守ることを考えたら、

逆行しているなということでは見ていたのですが、このたび課長から秘策を検討するということで答弁があったのですが、これは実を言うと、景観条例については前の町長の時代から何回も要求したのですよ、一切回答がない、何にも行わない。これの内容についてはどういうことで具体的にお考えになっているか、内容、考えていることについて御意見をお願いしたいのですが、考え方。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

この景観条例につきましては、実は10年ほど前に、与論町の観光関係に島外から反社会的な方が参加したいという旨がありまして、それを排除するために何か施策がないかということでいろいろ探しましたら、当時昭和20年ぐらいですが、大分県の湯布院に大型リゾートマンションを建設したいという事例がありまして、それにおいては、その地元住民の人が由布岳の景観を損なうということで反対運動をしたのですが、その反対をする根拠がないものですから、行政として困っていたところに、国とかからの助言をいただいて「周辺の住民の同意を得ること」という一文をその景観条例に入れることによって、その大型リゾートの進出を阻止したという事例を聞きまして、当時その観光協会への参入をしていた方に対して、観光協会並びにマリン関係の組織の方々にそういう組織の会員の同意を得ることとか、そういう文言を規約の中に入れてくれということでお願いして、そういう参入を防いだという経緯があります。

この景観条例、自然保護関係の部分においては、たしか昭和40年ぐらいにこの自然公園法ができたと思うのですが、そのときには一律にもう外周線を全部網がけしておりました。

○5番（喜山康三君） 昔の話はいいから、どういう考え方だけ言ってくれたら。

○環境課長（大馬福德君） 結論からいうと、その当時から大分縮小はなっているのですが、それに網がけた自然公園に則って与論のその景観条例、こういったものも与論町もかけてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） お聞きすると、何か反対するためにこれをかざしているわけではないのですよ。やはり景観と開発というのをどういう形で秩序よく発展させながら、批准も守りながらやっていこうかということの意味合いで私は聞いているわけなのですよ。そこをするなら何でもやみくもに駄目ですよという意味でもないのですよ。だから、この辺のことについてのやり方としては、いわゆる汀線から一定の角度の中に収めるようにするとかね、今おっしゃっているように、周辺地域とかいろいろあると思うのですよ。私が一番危惧しているのは、国立公園はほとんど海

浜地ですから、その海浜地の外側が私有化されないか、私物化されてきている現状がいろいろと見受けるわけですよ。この辺をどうするか。その私有地と海浜の間には緑地帯があるわけですよ。その緑地帯の中も時間をかけて少しずつ伐採していくわけですよ。それからここで、開発において境界のくい打ちになぜ立ち会わないのか。普通民間が自分の土地をくい打ちするときには、隣接地の地主さんの承諾を得ながらやりますよね。国との国有地の場合は、これはやりたい放題ということに解釈できるわけです。この辺のとめはどうするのですか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） くい打ちは自分勝手にはできないので、境界鋸（びょう）ですね、これは設置するに当たっては隣接地、相手方の立会い若しくはその家屋調査士、そういった方々の要請があれば代理人を立てるとか管理士を立てるとか、そういうような感じで立会いがなければ打てないので、仮に、そういう開発者が自分勝手に打っていったとしても、それはこちらの国有地との境界を勝手に打ってやった場合には、それは国の責任において撤去命令なり行政措置が下されます。そのように考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） そんなのは言わなくてもわかっていることで、これで「なお海浜地と民有地の境界くい設置の場合、地権者や土地家屋調査士からの立会い申請があれば、所管する部署の職員が立会いを行うと思います」とあるけど、そもそも土地家屋調査士はね、立会いがなければ勝手にくいを打てないと僕は理解している。土地家屋調査士が、もしその立会いもなしにくいを打ったら、これは罰則があるのではないですか。その点はどうですか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 罰則内容については、ちょっと調べておきます。たしか2、3年の懲役若しくは50万円以下の罰金だったかと思うのですが、ちょっと再度確認します。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 罰金はともかくとして、くい打ちというものは立会いがなければできないのが普通だと僕は理解しているので、それは当然でしょう。常識的に考えてそうですね。だから、国有地に関しても同じではないですかという考え方なのです。もしそれでなければ、どうしても立会いが必要なら与論町が代理してやるとかね、そういうことも必要ではないかなとも思うわけです。その辺についてもいわゆる奄美の方の管理センターですか、向こうとも話をきちんと煮詰めて、今後のいわゆる境界の管理のあり方、その辺については是非調べて私たちにも報告して

いただきたい。お願いしておきます。

あと14分ですね。次に移ります。常備消防のことと与論町広域のこと、空港消防のことを取り上げているのですが、私、こういう事業とかいろいろなことをするとき、まず考えるべきものは少子高齢化が進んでいますよと。今の空港消防については民間業者に委託されていますが、これが委託したとおりに行われているかというものは、少し疑問を持っています。その理由は、空港業務ですら人員が足りなくて、人手不足に陥っているわけですよ。そういう中で、安全とかそういう消防とか保安関係の方というのは、なおざりにされかねないのではないかと、そういう考え方もあってお聞きしたのですが、それと、今の広域の消防の実態といわゆる非常消防、そして今の空港消防、この辺を加味した形で、与論島全体を1つの消防組織で、きちんとした形で進める必要も今後スケジュールに乗せてもいいのではないかと、そういう考え方もあって質問しているのです。奄美空港の場合が、大島消防署から笠利に消防分遣所ができていると思うのですが、向こうから1人空港消防に派遣されているのですよ。そういうこともあり、やはり空港消防ともなると、それなりの訓練を受けたエキスパートが配置する必要があるのではないかと考えもあってお聞きしているわけですが、これについては町長、どのようにお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 年に1回空港関係の方々が全部集まって、訓練をしているわけです。そして、その上部であります大阪航空局からも点検をされていて大丈夫だというような報告を受けているものですから、その点については今のままでいいのではないかなと思います。それ以上に本署から割けるような人数があるかということ、やはりちょっと大変じゃないかなと思っていますが、中に勤務する方々の訓練をもっとして、もっと徹底した消防体制ができるように努めていければと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私も国土交通省にも電話しました。それから大阪航空局にも電話をしました。離島空港の消防体制はどういう状況かと、鹿児島県にもかけました。これは空港港湾課が担当されていますね。それで空港港湾課に与論空港の消火救難業務運用要領というのがありまして、この運用要領というのは与論空港には置いていないですね、置いていないのですよ、これ。この要領を見ると、結構大変な内容なのです。いわゆる車両の日常整備記録簿とかこの辺の日記、それから医療関係の救急セットの設置、火災の種類別消火要領とかですね、かなり厳しい内容になっています。大阪航空局が大丈夫ですと言うのだから、それはそうでしょうけど、ただ見るからに、将来に向けてこういう体制を整える必要ももっと出てくるだ

ろうと、そのときに人員配置とかそういうものでさまざまな問題が提起されてくるだろうと。そのときにどういう体制を取るかといったら、やはり与論島は与論島で1つの完結した形の消防体制、救難体制、それを構築する必要があるのではないかと。そういう意味も含めてお聞きしているわけなのですが、私の考え方については、副町長はどういうお考えですか。与論の消防とか救難とかに対して、今のあり方でいいのか。また非常消防の職員の採用とか募集も定員割れしていますよね。そういうさまざまな事情の中で、こういうのをどう達成していくかということについて、政策的な道筋の方向性を示していただく必要があるのではないかと考えているのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 特に県からも指摘があるわけではございませんで、これについてはこれまで考えたことはございませんでした。しかし、今喜山議員から御指摘がありました件については、できる部分とこれはやはり難しいのではないかとという部分があると思いますので、その辺は現場の意見も聞きながらもう一度検討させていただきます。かといって、この間、分遣所の所長さんを交えてお話もさせていただきましたが、「現状においては、今受けている体制から分遣所の方で受託をして対応していくというのは、とてもじゃないけどできません」という回答でございましたので、現場とそのできる体制については、ではどのような人員を確保し、そのためにはどれぐらいの予算が必要なのかということも含めて、総合的に判断をしていく必要があるのではないかと考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今、どうせこうせいではなくて、こういう少子高齢化の中において、与論町のいわゆる消防救急また空港の消防、全般について一定の組織のあり方の見直しとか、経費削減ができないかとかですね、そういう形の方向性というものにいわゆる政策立案ですよね。そこを町長と皆様方がどういう考えでやっているのか、そういうところが見えないから聞いているわけなのですよ。是非、いつまでも今までどおりね、沖永良部と広域しても非常に無駄が多いのではないかと。それから、この間建設課からもらった空港の委託料、空港管理業務委託料と書いてみたり、予算書の中には与論空港管理委託金とかあったり、一体どれが正しい言葉かどれがどれなのかちょっとわからないのですけど、建設課からもらったのは内示額ね、県からの内示額は3127万5000円となっている。今回の補正予算書の中では4241万8000円となっているのですよ。これは、次の補正のときに聞く必要もあると思うのですが、ここでは239万8000円下がっているのに、これは去年の金額のことですか。課長補佐がいらしているけど、どこでこの金額の差が

出ているのか。もう時間がないから、予算書のときに聞きましょう。

ちょっともう時間もありませんので、是非職員の配置とか残業の多い部署、そこら辺のことについてのいわゆる心配り、気配りですね、是非人配り、人配りと言ったら申しわけないな、もう少ししっかりお願いしますよ。

これをもって、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

ここで、私からの注意ですが、会議の際の質疑応答につきましては、挙手をして許可を得ないで発言をしている方がいらっしゃいますので、挙手をして議長の許可を得た上で、答弁発言をされるようお願いしたいと思います。

それでは、昼食のため暫時休憩したいと思います。午後は1時半から開会いたします。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さん、こんにちは。最後になりましたが、しばらくお付き合いをお願いいたします。

それでは、令和4年第2回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 ヤングケアラーへの支援について

(1) 最近ヤングケアラーという言葉をよく耳にするようになった。そこで、本町においてもヤングケアラーの早期発見のため調査をし、早急にその支援に取り組む必要があると考えるが見解を伺いたい。

(2) ヤングケアラーへの支援は、関係各課が連携を図りながら協力して取り組むべきだと考えるが、担当窓口すら決まっていない自治体も多いと聞く。本町では担当する窓口は決まっているのか。また、今後どのように支援を進めていくのか伺いたい。

よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） よろしく願いします。まず、ヤングケアラーの支援についてです。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うとされているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことをいいます。具体的には、障害や病気のある家族に代わりに買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている、障害や病気のある兄弟の世話や見守りをしている、目が離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしているなど、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子供を言います。

ヤングケアラーは家庭内で起こっている問題であり、本人に自覚がない場合も多く、表面化しにくく、年齢が低いほど、悩みを打ち明けたり、助けを求めたりすることが難しいと言われてしています。

子供たちが、家族のことを優先してやりたかったことを諦めたり、進路の選択を狭めてしまうことなどが無いよう、社会全体で支える仕組みづくりが大切だと考えています。

次に、ヤングケアラー支援の窓口についてお答えいたします。

相談窓口については、障害者福祉や老人福祉、介護保険や地域包括支援などを所管する健康長寿課が担うこととしています。

また、今後の支援の進め方としては、県において実施する実態調査の結果なども踏まえながら、特に、ひとり親家庭や比較的重度の障害者や被介護者のいる家庭などを、関係機関と連携を図りながら、見守りや必要な支援を行っていくことといたします。

今後、教育委員会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、個々の状況を丁寧に伺い、介護・障害福祉サービス等の利用につなげるなど適切な支援を行ってまいります。

またこうした課題について、県及び地域ケア会議・与論町障がい者自立支援協議会などを通じて関係機関等で情報共有を行い、適切な支援が行えるよう取り組んでまいります。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ヤングケアラー支援についての1番目の部分を教育委員会からお答えいたします。

御提案のヤングケアラーの実態調査については、鹿児島県が実施すると聞いています。

この問題は、個別に十分な配慮を要する点がありますので、教育委員会として全員対象の調査を行うのは適切でないと考えており、現在のところ調査は計画していません。しかし本町教育行政において、生徒指導上重点的に配慮していることがあります。それは以前御指摘のありました生理の貧困に加えまして、不登校やいじめ

に関することです。このような課題については、児童生徒の学校生活上、気になる行動への対応を協議する生徒指導委員会等において注意を注いでいます。今回御指摘のヤングケアラーについても、テレビや新聞の報道でも取り上げられていますので、生徒指導上の学校における協議の場では、児童生徒の日常の言動等を含めた様子について、十分配慮するよう学校に情報提供と指導をしていきます。

そして、そのような状況に該当しそうな児童生徒については、関係機関等との連携を速やかに行い、児童生徒の安全・安心な学びの環境醸成に努めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 本町においては、5月末と6月初めの週報に、ヤングケアラーについての記事が掲載されておりました。ヤングケアラーについての取り組みがすでに始まっているのだなど、少し安心をしたところですが、そこでですが、私自身、ヤングケアラーなんていう言葉は最近になって知って、あまりそういう概念、自覚がなかったのですが、町においては、いつ頃からこのヤングケアラーというような言葉が出てきたり、そういう概念が認知されるようになったのは何年ぐらい前からでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 与論町というのは、教育委員会での認識は多分議員さんと同じで、私もテレビや新聞で出てきましたので、このことは必ず関連するだろうなということで、記事等を持って学校の先生方と語るときの話題の最新のものとして、子供たちの状況を確認するような場で話題にしたぐらいで、私の方に入っているのは、ごく最近だと認識しています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 私だけが遅れているのかなと思って、少し心配しながらだったので、実際問題、5月頃新聞記事にヤングケアラーの何がしという記事があって、それから興味を持ってやったところなのですが、ごく最近から話題になってきているような形は私もそのように思っています。今年1月に行われました厚生労働省の調査においては、小学6年生の約15人に1人ぐらいに当たる6.5%が「世話をしている家族がいる」と答えたそうです。この子供たちの中には、遅刻や早退が多いなど学校生活や健康に影響が出ている子もあり、社会の支援が必要だと言われています。この調査は全国の小学校350校、約1万人弱の児童への調査であったとのことですが、全国的にもまたその調査以外のところにも、そのような傾向は同じようにあるのではないかと思います。また、世話をする家族がいる子に聞いたところ、その相手は「自分の兄弟である」というのが71%で一番多く、兄弟が

幼かったり、体に障害や病気があったりすることもあり、また、「父や母、祖父や祖母の世話をしている」というような子もあったということです。世話の内容としては先ほども答弁の中にもあったとおりで、見守りですとか食事の準備や掃除、洗濯等の家事、幼い兄弟の世話や送り迎え、お風呂やトイレの世話、いろいろなのがあるようです。そして、世話をするのが「ほぼ毎日」というような子供たちが約半数ぐらいいるということであって、「1日に7時間以上も世話をしている」というような子供も1割程度はいるというような調査結果が出ているそうです。ですから、やはり与論においてもそれがあのかないのか、それはもう誰にもわからないのですが、ひょっとしたらあるかもしれないというような認識のもとで、もしもあれば、何とか手を差し伸べる、そういうことをしっかりと取り組んでいく必要があると思います。そして、世話をする家族のいる子供については、健康上にも問題があるとか、そういう子供たちの統計の中では、学校で遅刻・早退等が普通の何でもない子供たちの2倍以上の頻度でそういうことがあるということで、やはり誰かが手を差し伸べて助けてあげなければいけないという状況だと考えられます。厚労省の別の調査によると、世話をする家族のいる子供の割合が、中学生の場合で5.7%、高校生で4.1%、大学生で6.2%ぐらいあったという調査もあるようです。このヤングケアラーで問題といますか、ちょっとやりづらいのは、小さい頃から誰かの世話をしている子は、それがもう当たり前のお手伝いだという感覚でいる。先ほどの答弁にもあったのですが、その状態が普通なんだという捉え方をしている子供たちもいるということで、本人にはヤングケアラーなんだ、何かを世話している大変な子供なんだという自覚がほとんどない子も多くて、実際は子供らしい生活も送れず、誰にも相談できず、日々1人で耐えていると、そういう状況がうかがえるということで、その問題が周りに伝わっていかないというのがまた課題だと言われています。ですから、できるだけ困っている子が一日でも早く手助けを受けられるように、そのアンテナを高くしてそういう子供がいなか、そういうものを察知して手を差し伸べてあげることが、非常に重要ではないかと思います。

この小学生へ調査した中で、自由に自分の今思っている思いを書いてくださいという欄があって、その中に次のような意見というか思いが書かれていたそうです。これを今から8個ぐらい御紹介いたしますので、後ほどまた町長、教育長ちょっとした感想だけでも述べていただければありがたいと思います。まず初めに、「休める場所や時間がほしい」ということが書かれていたようです。それから「1人の時間がほしい」、「いたずらをする弟や妹をとめるため勉強時間が減ってしまい、夜遅くまで勉強をしてしまう」、「誰かに勉強を教えてほしい」、それから、「いつでも頼っていい人がほしい」、「当たり前のことなんだけど、こんなに頑張っ

ているのをほめてほしい」、それから「助けてほしい」、「逃げ道をつくってほしい」、また「制服や靴を買うお金がない」、「誰も何もくれない」、「お金があればお母さんも病院に行けるのに」というようなことも書かれていたそうです。そして最後になりますが、「町の福祉の人たちにもっと丁寧に優しく、ちゃんと考えて助けてほしい」というようなことが書かれていたといます。これは、その350校の調査対象の中での1つの記述なのですが、こんな思いをまたどこかで誰かもしているかもしれない、また与論にもそういう思いをしている子がいるかもしれないということで、ちょっとだけ感想をいただければと思います。町長、よろしくお願ひします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） このヤングケアラーの問題は、本当に与論でも昔からあったと思います。ただ、これまでは美談として「あの子は本当にうちのことをやって、学校に来ているんだ」というような美談として扱われていて、私も似たような経験がございまして、お母さんと二人暮らしの子供が、お母さんが健康のときはいいのですが、病気なんかするとその炊事や食事の世話をし、そして学校に来るというようなことで、そういうことがわかったときには、学級全体でいろいろとその子が宿題を忘れてたりしてもみるとか、みんなで共通理解をしながらケアをしていたと思っていますのですが、この美談ではなくて、本当にそういうことがあったときには、やはりみんなで社会的に助けていかなければならないのではないかなと思うことです。また、テレビ等でよく貧困の国の子供たちの様子が映されるときには、「ああ、与論はこういうことがなくてよかったな」とふとそう思ったりしていたのですが、その裏には、やはりこういうふうなヤングケアラーという問題もあったんだというようなことを、この頃気をつけて考えなければならぬなと思っていますところ。以上です。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。たくさんの事例がありましたが、1つだけに絞って一応意見を、いつでも頼れる人、話せる人というのがほしいというようなところでした。やはり子供たちは先ほどありましたけど、学校に遅刻をする、勉強ができない、宿題を持ってこない、服が汚れたままである、さまざまな視点でチェック項目がたくさんあります。やはり何かあるとき、それが続いたときは、必ず家庭的に何かを抱えている場合がございます。そういうところを漏らさずに、担任の先生からまず一声かける、学校ではわからない場合にはSSWが引き継いで話をする、家庭まで行くというシステムをつくっています。さらに今年はこのことも含めて、別の面も含めてですが、町民生活課とも連携を図って、児童・民生

委員の地域の方と学校が近くなって協力できる体制を構築しようというシステムをより緊密にしようという方向も考えています。

感想ということでしたので、頼れる人、近くに人がいるということ、声がかげやすいという体制も、与論は特にまた場所的にも人情的にもいいところなので、そういう人と人とのコミュニケーションができる地域づくりを、子供にとってもいいようにつくっていかねばと思っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） このヤングケアラーというのは、家庭内のデリケートな問題であるということがまずあります。そして本人や家族に自覚がない、そういう自分自身はそういう状況なんかではないみたいな、それが当たり前なんだみたいな感覚もあるということで、支援が必要であってもなかなか表に出ない、そういうような構造となっているのがこのヤングケアラーの問題だと言われています。支援を行うに当たっては、福祉とか介護とか医療とか教育、そういった全てのところを網羅した形でやっていかないと、その人本人は健康であっても、お世話している相手は病気であったり介護が必要な相手であったりするものですから、そういういろいろな方々が連携を取って協力し合って、ケアをしていかなければいけないというのがこのヤングケアラーの問題だと言われています。また、子供の中には家族の状況を知られることが恥ずかしいとか、自分自身が家族のケアをすることにもうすっかり生きがいになって、ものすごくそのことがまた1つの励みになっているというような場合もあるということのようです。ですから、支援を行う際には、しっかりと子供の気持ちに寄り添って、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか、そういうのを聞き取るというかその子供たちの思いに寄り添った形で支援をしていくことが必要だと言われているようです。

また、中には、支援をすることも拒んでしまう、その病気になっている大人も拒む、また介護している子供本人も拒むというようなケースも多々あるそうです。ですから、そういう場合にもやはりその本人の気持ちに寄り添った形で支援の手を差し伸べていくというのが基本だと言われていますが、そうすると非常に難しい問題ですけど、それでもやはりうまく接することによって、その支援されることが決して恥ずかしいことでもなければ、また堂々と受けて助けてもらっているのですよという雰囲気づくりというか、そういったのもしながら優しく包み込んだ形でその子供たちへの支援をしていく、非常に難しいと思いますけど、そのように取り組んでいただければ大変ありがたいと思います。

また、学校の教職員等は、子供たちと接する時間が長いものですから、日々いろいろな形で1日かけて接触しますので、そういうときにやはりヤングケアラーとい

うようなことも頭に入れながら子供たちに接する、また保護者の皆さんと、いろいろなPTAですとか保護者面談ですとか、そういったときにもそういうことも頭の中に入れた形で接することによって、ひょっとしたらこの子はそういう状況に置かれているのではないかというのを、より察知できるような立場に先生方はあると思いますので、そういうつもりで子供たちを見ながらやっていただければありがたいと思うし、本町においては、教職員へのヤングケアラーについての概念というのは、どのような形で今状況はなっているのか、そういう気持ちで接してくださいというような指導とかはされているのか、これからなのか、どんな状況でしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） お答えいたします。

はっきりヤングケアラーという名指しをしているのは、該当しそうな状況が出ている学校とは、そういう表現を使いながらも視点を持ってくださいという話はしていますが、今それを特定してヤングケアラーとしてではなくて、この子供の家庭には何か子供にとって負荷が大きいものはないのかというのは、先ほどのような視点で経済的に苦しんでいないか、誰かの面倒を見るために遅刻一つにしても、そういう状況が起きていないか、一つの原因を考えるとときにはという視点の捉え方は、日常から連絡を取っています。ただ、ヤングケアラーという視点で全町的に言ったのは、議員さんの御指摘のこの6月2日の配布が一斉のヤングケアラーという町民への周知だと思います。ただ、この町民への周知も全ての職員が見ているとは限らないので、今後こういう機会を捉えて、さらにそういう意識でということもまた深めてまいりたいということが、答弁の中に書いてあるつもりです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ちょっと本題からそれますが、最初の答弁の中に、生理の貧困についてちょっと文言が入っておりましたので、このことについては今どのような状況になっているのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） そこにも軽く述べておりましたように、継続してこういう問題のときには、加えて学校には情報提供を頼んでいます。今、多めに子供たちがもらいに来るとか、そういうのはもらいやすくなっているか、その後どうかということで取り組みをしていますが、当初のとおり、今のところは保健室での対応ということで、子供たちにも話はしてありますが、その大きな変化でどうのこうのというのは、今のところないというふうに報告は受けています。まだまだ継続して、両方やっていく予定です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） この生理の貧困についてなのですが、前回取り上げたときも保健室での対応ということだったと思いますが、できれば一步進めて、やはりトイレに設置するというような形をしないと、なかなか手が出しにくい、そこまでもらいに行きにくい、そういうことが多分あるのではないかと私は思っているのですが、念のためにというか試しに、できれば女子トイレの中に各小中学校設置するというような形をとってみれば、本当にどういう状況だったのかがわかるのではないかと思いますので、是非検討をしてみたいと思います。

それから教育長の答弁の中に、実態調査については県が実施すると聞いているというような話がありました。そして現在のところ、町としては調査の計画はないということがありましたが、実はこの問題が今開会中の県議会において、先週の7日の代表質問でも取り上げられています。「小学6年生と中学生、高校生約1万人を対象に、ケアの状況や日常生活への影響などを調査する」という具合に答弁をしています。そして、「市町村や教育委員会等の意向を踏まえて、書面又はウェブ形式で9月を目途に実施してまいりたい」というような答弁が県議会で行なわれています。ということは、その県から調査に来るということはあまり考えられないので、町村にひとつこういうことを調査してほしいというのが、多分来ると私は思っているのですが、ここでの調査についてその辺はどのように捉えておられるのでしょうか。町としても何か県の調査を踏まえてとか、何か向こうが独自に調査するような感じの答弁みたいに私は受け止めたのですが、実際は、多分町にこんな形の調査をお願いしますと来るのではないかとというような思いでいるのですが、どうなのでしょう。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 県から町民生活課が一応その調査の窓口は受けておりまして、与論の小学校、中学校を調査対象に、どの学校をとということでまず抽出をしていただくということで、教育委員会と今連携してどの学校を調査対象とするかということで進めています。実際には、ウェブ形式とか紙媒体とかの調査で来ると思いますが、その辺のところは、また教育委員会から各学校に流してするのか、町民生活課でもう最初から学校にお願いして、ウェブ形式か紙媒体のアンケート調査か、その辺のところはまたこれから詰めていくところですが、一応、そういう9月、10月頃の調査の予定で進めていくことと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） というふうに今教育委員会と連携をして、学校の抽出ということか20人以上という基本がございまして、そういう学校に小学校、中学校ということで、調査の内々の依頼をしてあります。今後県からスケジュールとかそういった

ものがまた通して来るので、その辺にあわせてウェブでできるところはウェブでとか、あるいは紙媒体である場合は一緒に学級でやらないといけないので、その辺は丁寧に詰めて、子供たちの負担にならないような大体二、三十分程度で回答できるというような、最初の総務省がやった内閣府から来ていた中身と同じようなものであるというふうに状況は聞いています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） その具体的に依頼が来ましたら、そのようにひとつ依頼が来た分プラスアルファで気になるところを、もうちょっとまた与論町としてはこういうところまで少し調査して、より支援につながるような形を模索しながら、最終的には、ヤングケアラーと言われるような子供たちへの支援にしっかりとやっていけるような形での調査になって、それがうまい具合に回っていくようにひとつ取り組んでいただきたいと思います。

それをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 大田英勝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。5分間ほど休憩を入れて会議を再開します。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第39号 与論町税条例等の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第39号「与論町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第39号、与論町税条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）は令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行することになりました。

これに伴い、所要の改正、規定の整備等を行うため、与論町税条例等の一部を改

正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、与論町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、与論町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第40号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第40号「与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第40号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和4年4月1日施行されたことに伴い、与論町国民健康保険税条例の改正を行う必要があり、字句の改正漏れ等規定の整備をあわせて行うため、与論町国民健康保険税条例の一部を改正するも

のです。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ、国民健康保険税の納税義務者全世帯の未就学児に係る均等割額について、その5割を軽減することとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第41号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第7、議案第41号「与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第41号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

与論町多目的運動広場は、令和4年度から指定管理者による管理運営となっており、同指定管理者が管理する他の体育施設と使用時間を統一することにより、効率的な管理運営と利用促進を図るために改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第42号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第42号「与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第42号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

与論町多目的運動広場クラブハウスは、令和4年度から指定管理者による管理運営となっており、同指定管理者が管理する他の体育施設と使用時間を統一することにより、効率的な管理運営と利用促進を図るために改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第43号 令和4年度与論町一般会計補正予算（第2号）

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第43号「令和4年度与論町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第43号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金1億284万9000円、繰越金1億280万5000円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、最終処分場運営費4239万2000円、住宅整備事業費1155万5000円、町債管理基金への積立金に5000万円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ2億934万3000円を追加し、一般会計予算総額50億4156万5000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 建設課にお伺いいたします。26ページ、今日は課長がお見えになっておられないから、質問するのもはばかられますが、この26ページの町単独改良事業費に業務委託料皆田線測量設計が400万円、そして用地購入費が100万円ということで計上されています。この中身について具体的にちょっと説明していただけますか。

○議長（高田豊繁君） 柳田建設課長補佐。

○建設課長補佐（柳田庫呂君） お答えします。

26ページの皆田線測量設計の400万円についてですが、こちらについては、水路の流末処理用のための業務委託となっています。また、次の50万円につきましても、こちら東前浜線の石積みのための重機借上料となっています。失礼しました、100万円の用地購入費ですね。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時27分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

現在、上田線、古里の皆田に行くところのカタヤマさんのおうちがあります。あそここの道路を交付金事業で今計画しています。そこが、排水路の整備をしないとといけないということで、ちょっと水路の末端の整備が未整備ということで、カタヤマさんのところから今言った皆田線、皆田海岸に行くところの道路がありますが、そこを通って水路を通す関係上、そちらの業務設計委託と聞いています。それとこの用地買収というのが、大体100万円ほどかかるという感じで聞いています。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかにありませんか。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 同じく土木関係で、28ページの上の方ですね、今度は空港関係。空港対策費として業務委託料が200万円計上されています。これは一応新規ということで、旅費とあわせて出ていますが、この空港に関する業務委託の内容を、空港対策に係る広報資料作成はちょっと想像できるのですが、その下の空港・港湾対策基礎調査150万円の業務委託の内容について、目的とその内容をできれば詳しくわかるように説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

この業務委託料につきましては、先ほどから一般質問にございました与論港の岸壁の整備についての業務委託料ということで組んでいます。現在、いろいろなこれまで新岸壁等含めて整備につきまして県にも要望してまいりましたが、若干資料がやはり足りないということで、この事業を使いまして、欠航・抜港等でいろいろな観光とか小売業者さんの売上げとか損失データがあります。そういったものをいろいろ資料収集しまして、取りまとめてデータ化・可視化して、資料をまとめてまた県に要望していこうということで、そういう業務委託料を組んでいるところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） よろしいことかと思えます。その与論港、港の方の調査ということですが、まだ空港とセットになっているということで、空港費に計上されたのかなというところもありまして、そこをちょっと確認したかったのですが。その基礎調査のところは、県の調査結果が、あれは途中なのですかね、一応出ていましたよね。それとはまた別に、町独自で調査をするという内容ですか。そこをちょっと確認させてください。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） おっしゃるとおりで、県のまた調査結果も踏まえていますが、町のまた独自の調査を含めまして、県の船の入港状況とかデータにも

ちょっと町の独自データとかい離しているような感じもしまして、そういったものを精査しながらまたどれだけの効果が出るか、損失がどれだけあるかとか、メリット・デメリットを含めまして再度調査して、町独自で積み上げて要望してまいりたいというような感じで今取り組んでいるところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） なるほど、理解できましたが、あと一点だけ確認させてください。その業務委託の委託先は、どういったところを考えていらっしゃるのでしょうか。まさか県が委託調査した先と同じではないですよね、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 言いにくいですが、県の息がかかっていないところにちょっとお願いしようかなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今の沖野議員の追加なのですが、委託ということになっていますので、県の息がかかっていないということですが、一体どこの会社になるのか、鹿児島県内の会社だったら息がかかりますよね。そしたらどういう考え方なのか、ちょっとぼかしているような感じがしないでもないですが、これを詳しく説明できればやってください。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） あまり詳しくは言えないのですが、県外の業者さんへ委託をしようかなと検討しているところですが、今のところはそんな感じのお答えしかできませんので、すみません、勘弁してください。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 了解しました。この委託をするのですが、この報告書が来るわけですよね。報告書は議会に提出いただけると思うのですが、是非お願いしておきます。

続いてですが、さっき私が一般質問をしたときの8ページ、土木費委託金の与論空港管理委託金ですね、4241万8000円となっていて、先般いただいた土木課からの私の資料では、県の内示価格が3127万5000円となっているのですよね。この金額の差がどういう形で生まれたのか、単純に考えて増額している形になっているのですが、どのような理屈でこうなっているのですかね。

○議長（高田豊繁君） 柳田建設課長補佐。

○建設課長補佐（柳田庫呂君） お答えします。

補正額で239万8000円の減となっていますが、こちらは土木費委託金の中

には与論空港管理委託金のほか与論港待合所管理委託金、県営住宅指定管理委託金、空港検温業務委託金、それぞれが合算されまして4241万8000円となっています。そのうち与論空港管理委託金に関しましては、当初3367万3000円を予算計上しておりましたが、県からの交付通知の結果が3127万5000円となっており、その差239万8000円が減となっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） こういう表記はきちんと厳格にしてもらいたいわけですよね。これには空港管理委託金としかなっていないのに、いわゆる与論港の待合所の分も入っているということですよ。この辺の表記をきちんとしてもらわないと、質問する方もこんがらがるわけですよ。減額ということが3376万3000円になっている。では、与論町が県に出した金額に対して減らされて来ているわけでしょう。何で減らしたかということです。これだけ必要だということを請求しているのだったら、それなりの金額をきちんと請求すべきではないですかということなのです。減らされた理由を聞きたいわけですよ。それは県に聞く必要はあると思うんですけど、まずどういう理由でこうなるかという。それと、この金額を出した積算根拠を教えてください。これだけのお金で空港管理とか空港消防もこれに入りますよね。そしたら、その費用が減額されているわけですから、町としてはどこかをカットすることになるわけではないですか。だから、こういう県の思惑だけで勝手にばんばん切られたら、与論町はどうするのですかということを行っているわけですよ。あなたを責めているわけではなくてね。やはり、ちゃんと要求すべき金額を出しているなら出してくださいと、そうすべきではないかなと思って。もうこれで終わりますけど、この内容についてどういう積算をしているのかということの後で説明してください。以上です。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時41分

再開 午後2時42分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

柳田建設課長補佐。

○建設課長補佐（柳田庫呂君） わかりました。こちらの積算資料の方を準備いたします。

○議長（高田豊繁君） そのほか質疑ありませんか。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 25ページの商工観光振興費のところの委託料、持続可能な観光地づくり推進事業の具体的な内容説明、それと大金久コテージ・キャンプ場管理の50万円、これの説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

持続可能な観光地づくり推進事業につきましては、当初、国と1600万円で、2分の1補助で計画しておりました。ところが、3月の当初予算で1500万円とこちらを勘違いしておりまして、100万円不足ということで増にしています。

あと大金久コテージ・キャンプ場管理というのは、コテージ・キャンプ場の清掃とか、あそこの周りの整備とかを何とかできないかなということで計上させていただきました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） この持続可能な観光地づくりの推進事業の内容説明ですよ、中身です。その金額ではありませんけど、どういう事業をされているのか。それから大金久コテージ・キャンプ場管理というのは、キャンプ場といっても、今はもう向こうの渚の交番で盛土をして、どの辺りを指しているのかですね、その辺をその場所も教えていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 持続可能な観光地づくり推進事業の内容といたしましては、持続可能な観光地域整備事業の計画の策定業務、持続可能な観光地域づくり体制強化業務、持続可能なモニタリング業務、持続可能な観光地域プログラム開発業務、持続可能なプロモーション業務というようになっています。こちらの大金久のコテージ・キャンプ場管理につきましては、コテージは中の清掃とかになります。キャンプ場は奥に今渚の交番で盛土をしていますが、その奥でキャンプ場を利用していますので、そちらも整備できればと考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私は、大金久のコテージで大変お世話になりましたが、向こうを散歩してみますと、ものすごい雑草が生えていますね。そしてそのコテージの周りも、ものすごい雑草なのです。これは誰が管理するのかなど思いながら考えていたのですが、これは是非とも早めに対応していただきたい。今も利用される方もいらっしゃると思いますからね。その辺は課長どうですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 御利用された方々もまたおられますし、これからまた夏場で、観光客の方も利用されるというように考えていますので、整備してまいり

たいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 32ページ、給食センター運営費、これは先ほどの沖野議員の一般質問につながるとは思いますが、これだけ物価が値上がりしていますよね、給食費にも値上がりがつながらないかなと思って心配しているのですが、どの程度の値上がりなのかはわかりませんが、是非値上げを避けていただきたいと思って質問しているのですが、どうですかね、物価が上昇して給食費への影響はどの程度ぐらいお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） ありがとうございます。どれくらい値上がりするかというのは、ちょっとまだ積算はしておりませんが、今の段階では値上げをする考えはありません。また、臨時交付金にも一応地場産業の育成を絡めまして、地元の農産物また漁業の水産物とかを利用して、島の方々への経済的な波及効果を図るとともに、給食費をそれでまたちょっと減額できればなということで一応500万円ほど申請はしています。ただ、それがまだ決定しておりませんので。

○5番（喜山康三君） 値上げはしないんでしょう。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 値上げはしません。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 16ページの子育て世帯生活支援特別給付金の520万円と、その下の低所得子育て世帯分事業費152万3000円についての説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

520万円の子育て世帯生活支援特別給付金ですが、こちらは一般質問でもありました低所得の子育て世帯への1人一律5万円の給付金事業です。5万円×104人ということで、520万円を予算化しています。また、ひとり親世帯については、県が直接給付支援事業を行うということです。ひとり親世帯も400万円ほどの事業費になっていますが、あわせて県の事業と町のするこの520万円とあわせて1000万円弱の金額となっています。

その下の節22、償還金、利子及び割引料の前年度精算返納金152万3000円は、令和3年度事業分の執行残ということで、返納という形の152万3000円となっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 14ページ、民生費の地域福祉センター費、節14の工事請負

費の駐車場整備100万円、この駐車場整備というのはどの辺りを整備されるのですか。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 駐車場整備は、福祉センターの前の車止めがあるところの道路際の右側がソテツ、左側が桜とかが植えてあるのですが、あそこを駐車場用に広くするということでの整備です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。以前から、施設を利用する方がどうしても足がちょっと不自由だったりすると、そこの正面というか道路を隔てて三角帯の駐車場もあるので、あそこから車を停めて入ろうとすると、車にも気を使わないといけないし、足腰の悪い方は、向こうはもう斜め下に向かっているので非常に危険で歩きにくいと。直接ホールの前のスペースを使わせてくれれば、本当にありがたいのですが、それは毎週使っているわけではないのですが、その使用する日は開放していただけないかという話もあったりして、見ると施設の車、施設の方の駐車場になっているということで、いろいろ相談も受けたこともありますが、そのようにしてやはり広くして、利用者中心の施設にさせていただきたいと、後ろにも駐車場があるわけですね、例えば使わない車両、施設で使わないときもあるでしょう、また職員の車両そういったのも裏に停めて、できるだけ町民が使いやすい駐車場に、施設を利用する町民の方を中心とした駐車場にさせていただきたいと思っています。この駐車場整備は非常にいいことだと思っています。是非、いいふうに進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 29ページの17節の備品購入費なのですが、茶花小学校にはデジタル教科書の指導者用、5年生理科・6年生社会とあるのですが、これは与論小学校、那間小学校はまだ後から購入予定はあるのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今のところはありません。デジタル教科書そのものは共通に整備したりしていますが、この教科書、指導書になっていますので。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、今後GIGAスクール構想を考えますと、デジタルというのは大事になってきますので、最終的には全教科のデジタル教科書を使用していくのか、そこら辺はどうですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） デジタル教科書の使用は、全部使用する予定の方向で進めま

すが、状況と費用と国の動きを見ています。というのは、国からも支給する英語とかそういうのも出だしまして、与論の経済も考えながらそして職員の指導力も考えながら、どの教科を一緒になって揃えていくかという大量に購入するシステムも含めながら、順次計画をしながら様子を見て導入をしていくということで、方向性は全部導入してまいりたいとは考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。最後にその下の30ページの真ん中辺り17節になるのですが、中学校のスチールブックトラックとあるのですが、これは何なのか説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

町単独備品購入費ということで、スチールブックトラックというのは、図書室用に3段組みの書棚を1つ購入したいということで計上させていただいています。

○議長（高田豊繁君） ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第44号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第10、議案第44号「令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第44号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、県支出金県補助金167万2000円、繰入金一般会計繰入金3万円を追加しています。

歳出の補正としまして、総務費一般管理費3万円、保険給付費傷病手当金20万円、保健事業費健康づくり推進事業費97万2000円、特定保健指導事業費50万円を追加しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 1点だけ教えてください。7ページの保健事業費の健康づくり推進事業費、12節の委託料、業務委託料、外部の保健師にお願いするということ274万8000円、ちょっと時間がなくて当初予算と比較して見ていないのですが、新しく出てきたのかなと思います、そのあたりもあわせて当初にはなかったわけが出てきたわけですが、健康づくり関係なので想像は何となくつくのですが、具体的にどういったことをされるのかお聞かせをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 委託料の保健師の274万8000円なのですが、会計年度で人を雇用しない場合は業務委託料でということで、保健センターでは健康づくり推進事業を進めています。保健師を今常勤で1人、個々の健康づくりだったり、保健師業務に当たっている保健師のための委託料になっています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ですから、その保健師の立場とかということではなくて、どういったことを業務委託するのかということですが、健康づくりに特化した何かあると思うのですが、もう少しわかりやすく。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 健康づくり全般に携わっています。特定健診の保健指導であったり、心の健康づくりである地域で問題が起こっている精神障害者の方々の定期的な訪問だったり、社会復帰をされているのですが、それでもまだずっと健康相談とか必要な方を定期的に訪問されたり、日常業務の中で保健師業務をしていただく業務委託料になっています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） わかりました。非常に業務が多岐にわたっているということで、頑張っていたきたいと思いますが、今やはり与論の高齢者、障害者あるいは精神に心の病を抱えている方々、いっぱいいらっしゃると思うのですよね。そういった方々の健康面をしっかりとカバーしていただいて、いわゆる高齢者の方も健康寿命というのを長くとって頑張っていたくということは、非常に重要なテーマですので、ここあたりも町長、副町長あたりもしっかりおわかりだとは思いますが、この健康寿命を延ばすために、しっかり行政で支援を不足なくやっていただきたいなと思うことです。町長にもちょっと確認なのですが、どうですか、健康寿命をしっかりと延ばしていくためにも、こういった保健師の皆さん、あるいはこういった活動を民間の方が頑張っておられる方もいらっしゃるでしょうし、そういった活動をしっかり行政支援していく、そういう姿勢をちょっと町長からお答えいただいて、私の質問を終わりたいと思います。町長、よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 在宅ケアとか保健の指導につきましては、与論町でも本当に去年あたりから気になっておりまして、人員を増やしながら対応してまいりたいと思っているところです。特におっしゃるように、与論町の場合にはお年寄りの方々が健康で、どこの町よりも与論の人たちはよく働くなど、私は自負をしているわけですが、そのようなことを考えながら、またこの方々が本当に健康で、最後まで自分で自分の面倒がみられるような感じ、そしてまたそれを助けるような健康づくりについての指導も充実していければなと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第45号 令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議案第45号「令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第45号、令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、窓口負担割合の制度変更に伴う被保険者証2回交付に係る費用を計上するものです。

歳入の補正としまして、諸収入雑入40万4000円を追加しています。

歳出の補正としまして、総務費総務管理費40万4000円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8073万8000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第46号 令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第12、議案第46号「令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第46号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出をそれぞれ600万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7059万9000円としています。

歳入側では移設事業収入を減額し、それに伴い、歳出側では委託料を減額しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 直接予算書とはちょっと関わりがなくて申しわけないのですが、御案内のとおり農業集落排水事業特別会計というのは、近年中に水道事業と同

じように、地方公営企業法という法律の適用を受けて完全独立採算に移行しなければならなくなっています。課長にはたびたびこれまで尋ねてきていますし、準備ができていますかと思いますが、あえて私は、町長あるいは副町長にそれがどういうことを意味しているのか、おわかりなのか、どういった現状と課題を抱えているのかおわかりだとは思いますが、老婆心と言えはそうなるのですが、そのあたりしっかり上層部のトップの方々が認識していらっしゃるとは思うのですが、そこをちょっと確認したいので、町長にどういった意識、考え方を持っていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） お尋ねの件につきましては、大体の話ですが、詳しくはわかりませんので、後でまた勉強してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） では、副町長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 集排事業につきましては、単独で黒字であればこういうことはしなくていいと思うのですが、不足分について一般会計からずっとこれまでも繰り入れをしている事業でございまして、その分の事業削減をこのような形で事業にあわせて集排の方には抱き合わせてやらないということで、これはこれでよかったのではないかなというように理解しています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 細かいところは、もう担当課長からしっかり町長、副町長は確認をされればよろしいのですが、要は、地方公営企業法の適用というのは法律ですので、条例でもないのですよ、法律です。非常に厳しいです。ですから今までと同じように簡単な気持ちで、赤字だからといって一般会計から繰り出しはできないのですよ、そういうような決まりになっているのです。ということは、今、農業集落排水が抱えている未収金の問題、負担金であるとか使用料の未収金の問題を、まず最低限これを相当数数字を上げないとやっていけないのですよ。今後また当然使用料の値上げも実施していかななくてはいけない。それはまた水道事業もちょっと関わってきますけど、そのあたりをしっかりと上層部の方は総務企画課長以上の方は、しっかりと勉強していただいてという言葉はちょっと申しわけないのですが、もう少しわかっていただいて、把握していただいて、しっかりと農業集落排水が今の水道事業のようにかなり健全な経営ができるように、今から準備をしないと間に合わないのですよ。またお金が足りないから、一般会計にくださいという手続きができないのです。そこをちょっと説明を含めて、課長からちょっとツボを押さえてい

ただいて、あまり長たらしくなると一般質問になりますので、私ども議会にもわかりやすくポイントを押さえて説明していただけませんか。その準備がどういうふうに進んでいるのか、財政的、事務的あるいはマンパワー、要するに人事の件も含めてどういったふうにしなくてはいけない、どういったところが大事ですというところのツボを押さえてちょっと説明をいただけませんか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） どうも御指摘ありがとうございました。御指摘がありましたように、今、公営企業適用に向けて令和6年から公営企業が適用できるように、今委託業務を行っております、固定資産台帳システムの改修とかを行っているところです。御指摘のあった一般会計からの繰入金というのは、原則的にはできないということにはなっていますが、全国の運営している小さな市町村においては、繰り入れしないと運営できないという状況が、どこの自治体も似たような状況にございます。原則は繰り入れできないということですが、繰り入れをしながらやっていかないと、今の受益者負担だけでは賄っていけないというところもあります。御指摘のあった未収金対策についても、公益企業適用に向けてもまた鋭意努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 終わります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これの町道窪舎1号線となっていますけど、これはいわゆる管路の延長事業ですか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） これは、役場前の道路を今改良舗装していますが、その改良舗装に伴い、集落排水の管路の本管が一部排水路にかかるということで、それを移設しないといけないという状況になっています。そこで、設計委託等を考えて建設課と相談し、委託料を組んだところだったのですが、道路の改良にあわせて建設課の持っている道路改良の設計委託業務がありますので、それに抱き合わせてやったほうが事業の進行及び予算的にも少しでできるのではないかとということで、建設課と協議をしまして600万円の減額をしています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） わかりました。一応必要であるけど、その採算性のことで先延ばしをしてということで理解してよろしいですか。この今の事業は、後でまたどうせやらなくてはいけないけど、この道路の建設工事にあわせて、またやる必要ということで理解してよろしいですか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） これは道路工事にあわせて、建設課の方でやり直すということ
ことで話をしています。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予
算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第13、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題と
します。

お諮りします。

共同納骨堂の整備については、林隆壽君、林敏治君、大田英勝君、福地元一郎君、
南有隆君、高田豊繁君の6人の委員で構成する共同納骨堂建設促進特別委員会を設
置し、これに付託して、調査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、共同納骨堂の整備については、林隆壽君、林敏治君、大田英勝君、
福地元一郎君、南有隆君、高田豊繁君の6人の委員で構成する共同納骨堂建設促進

特別委員会を設置し、これに付託して、調査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 3 時 1 9 分

再開 午後 3 時 1 9 分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に林隆壽君、副委員長に林敏治君、以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、6月17日本会議です。午後3時までに御参集をお願いします。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後 3 時 2 0 分

令和4年第2回与論町議会定例会

第 2 日

令和4年6月17日

令和4年第2回与論町議会定例会会議録
令和4年6月17日（金曜日）午後3時01分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 議案第47号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第48号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第3 陳情第4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第4 陳情第6号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第5 陳情第8号 田畑線（仮称）の整備について（環境経済建設常任委員長報告）
- 第6 発議第3号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）
- 第7 発議第4号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）
- 第8 議員派遣の件
- 第9 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会、共同納骨堂建設促進特別委員会

2 出席議員（10人）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 南 有 隆 君 | 2番 原 栄 徳 君 |
| 3番 林 敏 治 君 | 4番 林 隆 壽 君 |
| 5番 喜 山 康 三 君 | 6番 福 地 元一郎 君 |
| 7番 大 田 英 勝 君 | 8番 野 口 靖 夫 君 |
| 9番 沖 野 一 雄 君 | 10番 高 田 豊 繁 君 |

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町長	山元宗君	副町長	久留満博君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	町本和義君
会計管理者兼会計課長	朝岡芳正君	税務課長	久野泰司君
町民生活課長	龍野勝志君	健康長寿課長	林末美君
産業課長	山下秀光君	耕地課長	竹村栄作君
商工観光課長	松村靖志君	建設課長	裾分望嗣君
教育委員会事務局長	川上嘉久君	環境課長	大馬福德君
水道課長	仁禮和男君	与論こども園長	富士川智恵美君
茶花こども園長	富千加代君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	町健司郎君	書記	池田レミ君
------	-------	----	-------

開議 午後3時01分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第47号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第1、議案第47号「消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） よろしくお願ひします。

議案第47号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、与論町消防団員の旅費に係る費用弁償を職員等の旅費に関する条例に基づき支給するため改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第48号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（高田豊繁君） 日程第2、議案第48号「与論町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第48号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

本町における令和4年度実施予定事業のうち、一部新規事業については、その財源として過疎対策事業債の活用を予定していますが、過疎対策事業債の適用要件として本町の過疎地域持続的発展計画への追加が必要となることから、昨年度策定いたしました本町の過疎地域持続的発展計画書について、鹿児島県との事前協議の上、令和4年度新規事業分を追記する変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 発展計画の変更ですが、50ページの事業計画の事業内容が赤字になっているのですが、この点が主に変わった点ですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

今、喜山議員がおっしゃるとおり、この50ページの赤字になっている町道5路線の新しい事業の追加と、あとは59ページの火葬場の屋根の改修事業等の新しい事業が追加ということになりまして、その追加事業のための議会の承認をお願いしたいということです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） わかりました。持続的発展計画となっているのですが、ほとんどが道路と火葬場で、これが発展的なものかなというのはちょっと考えてしまいますけど、ほかにもっと追加するとかそういう案件等はないのでしょうか。また考えられる点はないのでしょうか、前回にわたってですね。その点はどの点を検討された

のかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） この過疎地域発展計画につきましては、いろいろな各課の事業計画に基づいて、過去5年間、これからの5年間の事業を作成していますので、現在のところは、この計画内容にあるとおりに進めていくというような感じで、今は計画を進めているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この使われる予算が、ほとんど土木とか建設関係に偏重しているような感じがするのですが、ほかの課からこういう別に提案とかはなかったのでしょうか。是非今後とも、教育の方もあわせて全体を網羅した形で練り直すことも、変更とかも検討することも必要ではないかと思しますので、一応それで終わります。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 先ほど総務企画課長の方からちらっと説明がありましたが、59ページの火葬場改修事業、この過疎計画のビジョン、5年間の中で今回変更が生じたということで急きょ入れていただいたと思うのですが、ちょっともう少し具体的にその事業規模みたいなのところもあわせて、具体的な工事の内容を教えてくださいと思います。総務企画課長が詳しくなければ、町民生活課の方でも結構ですが。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

今年度、火葬場の改修に係る実施計画を策定することとしています。平成15年に完成して、来年で20年になります。屋根も大分錆びてきているところとか、あとはコンクリートのところに染み出しが出たりしています。いろいろシャッターだとかいろいろ大規模改修をする時期に来ておまして、今年度実施計画をして来年度本工事ということで、この過疎計画に火葬場の改修も事業メニューとして含まれておりましたので、また今回の実施計画で来年度どれぐらいの本工事になるのかということで、また来年度の方にも乗せていく予定です。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 具体的な事業規模はちょっと今お答えがなかったわけですが、是非火葬場などの大規模改修をしっかりといい内容にさせていただいて、いい火葬場運営ができたらいいかと思います。火葬場については、人員の確保とかいうのも今課題になっているのですが、そこもあわせてしっかりと頑張ってくださいと思います。また、先ほどちょっと喜山議員からもありましたが、この過疎債というのは辺

地債と並んで重要な私ども与論町の有利な起債の1つになりますので、喜山議員からもちょっとありましたけど、是非フル活用で、いろいろな子育てであるとか教育委員会の例えばソフト事業ですね、そういったのも全部過疎債は結構今は枠が広がっていますので、ほかの市町村に負けないようにフル活用していただいて、この交付税措置のある過疎債をしっかりと活用していただきたいなと思うことです。副町長いかがですか。過疎債をしっかりと使って、ほかの不利な起債を使うよりもできるだけ先ほどからありますように、この過疎のせっかくのビジョンをつくっていますので、これに則って有利な過疎債がしっかりと使えるように事業をしっかりと提案していただいて、盛り込んで頑張りたいと思いますが、副町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。この過疎対策事業と辺地の事業がありますが、大変ありがたいことに起債の充当率というのが非常に両方とも100%でございまして、その後に償還金とか出てくるわけなのですが、70%、80%の交付税措置が受けられるという大変ありがたい制度ですので、できるだけこういった制度を活用しながら、予算の財源の有効な活用をしてみたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 以上です。頑張ってください。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 火葬場についてちょっとお尋ねをしたいと思います。これは、炉をバックアップで1回付けた記憶があるのですが、たしか炉が2基設置されていると思うのですよね。これのバックアップの炉は稼動しているのかどうか、この辺の炉の使用状況はどうなっていますか。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 今のところ炉は2基とも稼動しています。この改修に係るものは炉ではなくて、建物の躯体の方の屋根だとか壁だとかそういったところの改修ということで、炉の方も2基目を入れて、最初に入れた1基目のところがまた近々入れ替えというか、そういう時期にも来ていますので、その辺のところも今後ちょっと予算のかかるものになってくると思います。最初に入れたものは、近いうちにまた入れ替えの時期に来ているということです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） もちろん建設場所が相当塩害を受けやすい場所であるということは、当初から指摘されていたことで、外壁とか中の方にはかなり塩害が進むという

ことは想定できていたわけですね。クリーンセンターもそうですけど、こういう建物はメンテしていないのですよね、塗装とか。いわゆるそういう事業というのは、もっと前もってやって、施設をもっと長く使って予算を軽減する方策ということとはできないのですかね。だから、みんな当初つくったままで、次、ぼろぼろ壊れるまでほったらかすということの方が多様な気がするのです。その辺についても、今後、公共施設全般にわたってこの辺はすごく配慮して、是非予算が大事に使われるようにしていただくことを要望しておきます。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更については、可決されました。

-----○-----

日程第3 陳情第4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）

日程第4 陳情第6号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第3、陳情第4号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」及び日程第4、陳情第6号「義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳

情について」の2件を一括議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第4号、国民の祝日『海の日』を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月14日火曜日午前9時から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する陳情書の提出を求める陳情です。

「海の日」は、昭和16年（1941年）に制定された「海の記念日」をもとに制定されました。「海の記念日」は、明治9年（1876年）に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものである。

第1回海の日である平成8年（1996年）7月20日は、世界の海洋秩序を定め、我が国の排他的経済水域（EEZ）200海里の根拠となる「国連海洋法条約」が我が国において発効した日であり、平成19年（2007年）7月20日は「海洋基本法」が施行され、我が国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあり、当初「海の日」とされた7月20日は、海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり「海洋国家日本を宣言した日」です。

かつて7月20日から31日を「海の旬間」とし、各地方自治体においてさまざまな行事が活発に開催されていましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となり、「海の日」に関しては、全国の公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることに鑑み、7月20日に固定化したほうが夏休みと絡めて連休の効果が大きい。また、政治・経済並びに地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。「海の日」を7月20日に固定化することにより、「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であり、その旨を内閣総理大臣宛てに提出することとして、全会一致で本件を採択するものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

それでは、次の陳情第6号について。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第6号、義務教育費国庫

負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月14日火曜日午前9時から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情です。

改正義務標準法が成立し、小学校の学校編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられ、今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要であり、さらに、きめ細やかな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠であるとした一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあることから、自治体間の教育格差が生じることが問題であり、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担率を引き上げることは必要であり、その旨を国に対し意見書を提出することとして、全会一致で本件を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから陳情第4号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第4号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見

書の提出を求める陳情は、採択することに決定しました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時21分

再開 午後3時23分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第6号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第6号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第5 陳情第8号 田畑線（仮称）の整備について（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第5、陳情第8号「田畑線（仮称）の整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第8号、田畑線（仮称）の整備について」の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、6月13日月曜日午後3時40分から全委員出席のもと開催し、執行部から建設課竹内係長、清水主査に参与を求め、陳情箇所の現地調査を行い、そ

の後委員会室において審査いたしました。

本集落道は、生活の基盤である井戸（インジャゴー）からの飲料水の運搬道として広く利用された歴史的古道であり、陳情書の中にも記載されているとおり、古来から公民館への連絡通路として利用されています。

また、車社会の到来により、幅員が狭小であること、轍には雨水が溜まり、昼夜を問わず危険で不便な路線であることが確認できます。なお、集落民の御厚情により、陳情沿線の地権者の同意が得られていると自治公民館長から説明があり、添付されている署名からも懸念事項が払拭されていることが認められます。

調査の結果、早期に整備することが地域住民の念願であり、利便性が図られ、地域の活性化が期待されるという意見が委員全員の意志でありました。よって、採決の結果、陳情の趣旨に賛同できるとして、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての御報告を終わります

○議長（高田豊繁君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第8号、田畑線（仮称）の整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第8号、田畑線（仮称）の整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号、田畑線（仮称）の整備については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第6 発議第3号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）

○議長（高田豊繁君） 日程第6、発議第3号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出について」を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 発議第3号。提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論町議会議員、林敏治、同じく、与論町議会議員、大田英勝。

国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いを馳せる機会とするため、「海の日」を7月20日に固定化するよう意見書を別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されていますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっています。

我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望し、地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣宛てに意見書を提出しようとするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書

の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 発議第4号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）

○議長（高田豊繁君） 日程第7、発議第4号「義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 発議第4号。提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論町議会議員、林敏治、同じく、与論町議会議員、大田英勝。

教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担率の引き上げについて、2023年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

改正義務標準法が成立し、小学校の学校編制標準が学年進行による段階的に35人に引き下げられ、今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要であり、さらに、きめ細やかな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠であるとした一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあることから、自治体間の教育格差が生じることは問題であり、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担率を引き上げることは必要であると考えます。よって、国会及び政府におかれては、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から2023年度政府予算編成において、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることを要望し、地方自治法第99条の規定により国の関係機関への意見書を提出しようとするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議員派遣の件

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第9 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第9、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会・環境経済建設常任委員会・広報常任委員会、議会運営

委員会、港湾・空港整備促進特別委員会・共同納骨堂建設促進特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回与論町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後3時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田 豊 繁

与論町議会議員 原 栄 徳

与論町議会議員 福地 元一郎